



TOHOKU  
UNIVERSITY

東北大学大学院教育学研究科 震災子ども支援室 “S-チル”

## シンポジウム報告書

# 東日本大震災で親を亡くした 子どもたちへの支援

～それぞれの専門性を活かして～

震災子ども支援室は、ある個人の年1200万円10年間の寄附を原資とし、  
その他多くの方々の寄附をいただいで活動しています。

平成28年2月

東北大学大学院教育学研究科  
震災子ども支援室 “S-チル”



震災子ども支援室“S-チル”  
シンポジウム報告書

東日本大震災で親を亡くした  
子どもたちへの支援  
～それぞれの専門性を活かして～

平成28年2月

東北大学大学院教育学研究科  
震災子ども支援室“S-チル”

# 目 次

|   |    |
|---|----|
| 1. 開会の辞                                       | 1  |
| 2. “親代わり”の大人であふれた社会に                          | 3  |
| 3. 報告Ⅰ 学習支援の領域から                              | 5  |
| “創業20年の学習塾の経営資源を活かした震災遺児への無料学習支援事業”           |    |
| 株式会社セレクトィー 代表取締役 畠山 明氏                        |    |
| 資料  |    |
| 4. 報告Ⅱ 歯科の領域から                                | 13 |
| “矯正歯科専門医は震災で親を亡くした子どもたちにどんな支援ができるのか”          |    |
| ～日本臨床矯正歯科医会事業と個人プロボノとで支え続ける口腔成育～              |    |
| 伊藤矯正歯科クリニック 院長 伊藤 智恵氏                         |    |
| 資料  |    |
| 5. 報告Ⅲ 法律の領域から                                | 25 |
| “震災で親権者を失った子どもたちに《未成年後見人》として関わっている「弁護士」からの報告” |    |
| 弁護士法人青葉法律事務所 弁護士 花島 伸行氏                       |    |
| 資料  |    |
| 6. 質疑応答                                       | 38 |
| 7. アンケート結果                                    | 43 |

## 開会の辞

研究科長の高橋と申します。今日は私ども教育学研究科主催のシンポジウムに参加をいただきましてありがとうございます。特にシンポジストの先生方の皆様方には、お忙しいなか登壇を頂き、主催者を代表しまして御礼を申し上げたいと思います。

この3月11日で東日本大震災からまる5年を迎えようとしています。この間私たちの大学を含めて専門機関、行政機関を含めてたくさんの組織・個人の方々がさまざまな支援活動を通して復興の事業が進みつつあるわけですが、同時にそれが道半ばであるということも確かなことではないかと思えます。福島原発事故そのものがまだ終息をしていない。あるいは被災した自治体の復興も進んではおりますけれども、まだそれも途上にある。特に私たちが取り組んでおりますこのS-チルの支援活動、取り組んでいる子どもたちへの支援ではその5年間のなかで子どもたちをめぐる状況も刻々と変化をする、あるいはそのなかで新たなニーズあるいは課題が生じてくる、ということかと思えます。今日のシンポジウムのなかでは支援に関係している専門職の方々から各領域での活動を紹介いただき、それを共有しながら専門性を生かした新たな支援の活動をどう展開して行くのか、そういうことを考えていく機会にしていきたいと考えております。

ここで少し私の専門に関わってマイケル・イグナティエフが書いた「ニーズ・オブ・ストレンジャー」という本をちょっと紹介させて頂きたいと思えます。「ニーズ・オブ・ストレンジャー」、つまり見ず知らずの人たち、他人である人たちのニーズをなぜ、どのように満たしていくのかということ問いかけた本であります。私たちがどのような支援をしていくのか、あるいはどのような支援が求められているのか、こうした問いを考える時に参考になる視点を提示しています。彼が問題にしたのは、人は何によって生きていくのか、社会の中で人間的に生きるということはどういうことなのか、ということであります。私たちが人間らしく生きるためには様々なニーズが満たされなければならない。しかもこの本が問題にするのは、その題名の様に家族や親しい人たちだけではなくて、ストレンジャーということなのです。つまり、見も知らぬ人たちのニーズを満たすにはどうすればいいのか、ということをお問うたわけです。

まず衣食住については社会的な権利として、つまり社会保障の制度がつくられています。しかし、彼はこうも言うわけです。政治的及び社会的権利の言語によって特定されるニーズとそうでないニーズがあると。かつ、私たちは権利を保有する生き物以上の存在であって人格には権利よりももっと尊重されなければならないものがあるのではないだろうか。それらが愛情であり、尊敬であり、名誉であり、尊厳であり、他者とのつながりであると。人間としての潜在能力を発達させるためにはそういうものが必要なのである、というふう

に述べているわけです。

私どもの課題に引き付けていうと、まさに被災して親を亡くした子どもたちの潜在能力、ケイパビリティというかと思いますが、それを発達させるために必要なものは何かというのを問うこと、これが、私たちが取り組んでいる震災で親を亡くした子どもたちの支援で最も大切な視点ではないだろうかと思えます。同時に何が必要なのか、その問いには正解があるわけではありません。私たちが議論を重ねて絶えず考えていかなければならない問いである、ということになるかと思えます。このS-チルの活動はイグナチエフの言葉を借りれば、多くの方々の見も知らぬ人たちへの寄附によって支えられているわけです。この連帯の心、あるいは共感や愛情が子どもたちへどのように届けていくのか、子どもたち、あるいは親族の方たちにとって制度的な支援あるいは経済的な支援というのはもちろん大事なわけですが、それ以上のニーズというのはどのようなものなのか、それを保障するためにはどのような配慮が必要なのか、その支援の際にどのような専門職の方々の連携が求められるのか、そのなかに我々大学の機関も位置づけて頂きたいというふうに願っております。

今日の会では、現場に関わる方々からそうした情報を頂き、先の問いに対する答えをこのフロアの皆さまと一緒に考える機会にしていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが主催者を代表しての挨拶に代えさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

東北大学大学院教育学研究科長・教育学部長  
高橋 満

## “親代わり”の大人であふれた社会に

東日本大震災から、まる5年を迎えました。今年も震災子ども支援室より、第7回シンポジウムの報告書「東日本大震災で親をなくした子どもたちへの支援～それぞれの専門性を活かして～」をお届けいたします。

“震災支援”というと、どうしても「もの・経済支援」や「こころのケア」が強調されることが多いような気がします。もちろん、いずれも大事な視点だと思う一方、震災後の日常の多くは、“震災”の冠はつかないかもしれない普段の社会生活支援の中に位置づいていることも感じてきました。私たちの社会には多くの仕事があり、その仕事を専門とする方々がいらっしゃいます。そこで、それぞれの専門職域における震災後の活動をお伝えできればと思い、3名の方々をお願いいたしました。異なる職種の窓から、どんな震災後が見えてくるのでしょうか。

1人目は、学習塾、家庭教師などの学習支援に携わる畠山明氏です。故郷気仙沼への思いから「何ができるか」を考え、「これまでに積み上げてきたことを活かして、何かちょっとでも役に立てば…」と、震災遺児への学習支援を始められました。教える人と教わる子どもたちの交流を通して、「(自分が)教わるのがいっぱいある」「何のために仕事をするのかを考えさせられた」と語られています。シンポジウムはちょうど受験期でしたので、かかわってこられた生徒さんの合格情報も教えていただき、フロアには喜びが広がりました。

2人目は、震災孤児・遺児矯正歯科治療費支援事業に取り組まれている矯正歯科医の伊藤智恵氏です。矯正歯科は一時の治療ではなく、子どもの成長全体を見守ることに値する長期間の治療関係であることを何より大事になさっています。「患者と家族の生命や生活丸ごとを支える姿勢」、「顎口腔系を介入の窓口とした健康生活の支援（良き助言者の役割）が矯正歯科専門医の矜持」という言葉に、私たちも身の引き締まる思いが致しました。

3人目は、弁護士として未成年後見人に携わる花鳥伸行氏です。震災で親をなくした子どもの“財産管理”をする未成年後見というと、事務的な印象をお持ちになるかもしれません。しかしお話を通じて、親をなくした子どもたちの人生が、こうした“親代わりの大人”を支えとして守られていることを実感し、そもそも子どもはどのような権利をもち、親は子どもをどのように保護する存在なのかを考える機会となりました。諸制度の限界や課題も、私たちが一社会人として考えなければならないことなのです。

普段の仕事や立場を自覚して日々の生活を送ること、成長していく子どもたちにとって良き大人となること、そして“親代わりの大人”にあふれた社会を作ること。それが、私たちに出来ることなのだと思いに留め、震災から6年目の扉を開けようと思います。

平成28年3月11日

震災子ども支援室 “S-チル”  
室長 加藤 道代

## 報告 I 学習支援の領域から

# “創業 20 年の学習塾の経営資源を活かした 震災遺児への無料学習支援事業”

株式会社セレクトィー 代表取締役

畠山 明氏

### 講師プロフィール

株式会社セレクトィー 代表取締役

一般財団法人 学習能力開発財団理事長

宮城県出身。東北大学大学院修了 経営学修士

宮城県の教員を経て「個別教室のアップル家庭教師  
のアップル」を展開する株式会社セレクトィーを起業

一般財団法人学習能力開発財団で発達障がいのある  
お子さまや震災遺児の無料学習支援を行っている



みなさんこんにちは。大変立派な会場と過分なるご紹介を賜り、いつになく緊張して、さらに今日は風邪を引くまい風邪を引くまいと思って、頑張ってきたのですけれども、ちょっと風邪気味で聞き苦しい点あります。ご容赦ください。あくまで私に関して、お子さんたちの事例を中心に、事例のご紹介ということで30分間ご報告申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の名前は、さっきご紹介いただいた通り、畠山明といいます。私昭和43年生まれなものですから、アニメでドラゴンボールをみておりましたが、よくこの名前（鳥山明）と間違われることがあります。雰囲気こそぐわなないかもしれませんが、はい。こんなことをやっております。ご存じの方いるかもしれませんが、個別教室のアップルと申します個別教室を仙台市内で12教室展開をしております。今、講師数は288名で運営しております。私は27歳のときに創業しましたので、ちょうど今年20周年でございます。また、東日本大震災で保護者の方を亡くされた方々の学習支援を、毎年30名に限定して学習支援をさせていただいております。

本日の流れはこのような流れです。まず、なぜ始めたのかな、というお話をさせていただきます。それから、事例をいくつかご報告申し上げます。お手元の資料は、今回お話しする内容とは異なり・・・と申しますのもお子さんの写真が載っておりますので配布を控えております。あえて新聞記事等そういった資料をまとめてご用意させていただきましたので、ご容赦ください。お手元の資料よりはこちらの画面をご覧くださいながら、今日お話しさせていただくことを、みなさまと共有してまいりたいと思います。

## 1. なぜこの支援をはじめたのか

まずなぜ始めたのかな、というお話です。これ、懐かしい写真なんですけれども、こちら、私ですね。チェッカーズみたいな髪型ですね、教員のときの写真です。私の地元の気仙沼というところで教員をしておりました。ただ、仙台とまた少し違いまして、特に大学の進学率とか比較しましても、あまり勉強熱心に、という地域ではなかったような印象を受けています。ですから、勉強やる気が無い子も大勢いました。新米の私のクラスにのみ、不登校の子がやって来ました。まだ20代でしたから、今のようにこうぼわーっとしている訳ではなく、熱血先生みたいだったんですね昔は。で、その生徒さんをなんとかしたいなあと思ひましてですね、たくさん空回りしました。でもその子が学校にやってくるとですね、嬉しくて一生懸命教えてしまうのです。なんとかこの子に伝えたい、教えようと思うとですね、ほかの子から「それ先生前やったよ」とかあるいは「簡単すぎるよ」などと言われました。では誰に焦



点当てて授業したらいいのかなというのものはものすごく悩んだことを記憶しています。それで、一人ひとりに丁寧な学習サポートをしたいというおもいから、教員辞して起業したわけです。今は、会社を作るのは割と簡単にできる世の中ですが、当時は大変でした。いろいろな目に遭いまして、車で半年間生活したお話があるのですが、ここにアップルの会員さんがいらっしやるとすごく恥かしいのですがね……。こちらが実際の車です。後ろが広いんですね。ここで寝られるくらいのスペースがありまして。なぜ、車に寝泊まり？していたかと申しますと、お恥ずかしながら、不動産会社さんを回って「事務所貸してください」とか「家貸してください」とお願いしてみました。すると「生徒さん今何人ですか？」と聞かれてですね、「まだ0人なんです」と言うと、「じゃ保証人は？」なんて聞かれました。「保証人はですね、公務員辞めると親に言ったらすごく怒られまして、お前の保証人にはならんと言われまして」他にも何件か断られたので、「まあ、いいや」の精神で、会社をまず登記して、家はその後というように考えまして、気仙沼からやって来ました。ここで、車の中にも電源引いて、やってまいりました。

とにかく一人ひとりの良さを生かしたいなと思って、1対1のスタイルで授業したいなと思って、今も1対1の授業だけに特化している組織です。ゆえに、今、ご紹介いただいた中に、発達障害のあるお子さんの学習支援の取り組みもございましたが、一人ひとりに合わせて授業すればするほど、いろんなタイプのお子さんに合わせた授業を、私たちも日々勉強していかなければならない、ということに気づいてまいりました。それでも、今度私は経営の方もしっかりやらねばということになりまして、こちらも苦労しました。何しろ経営をやったことがないものですから、またこれもいろいろありましてですね、だいたい5年間くらいは1か月の給料が9万8000円でした。早く教員時代の同僚に追いつきたいなと思って頑張ったのですが、やっぱりなかなか経営はうまくいきませんでした。それでもなんとか5年目6年目と少しずつ回復してきまして。今度は、まあいくつか修羅場あるんですけど、県民会館の前にビル買いました。買ったときは、もともとは製薬会社のビルだったのですが、オーナーが個人に変わったら、元々入居されていたテナントさんが退去されてしまいました。すると今度は銀行の方が、「大丈夫ですかね」という具合で。どちらかというと小心者なものですから、心配しました。それでも正直にいろいろ報告して参りまして皆さんに助けられながら、なんとか20年やってきたという現状です。これらの体験を、学習支援という形でなにかお子さんたちに伝えたいなと思って今も張り切って授業をしています。ここまでが自己紹介です。

それから、ではなぜこういったお仕事に携わらせていただいたかというお話です。私の実家は気仙沼のわかめ屋です。東日本大震災のおきた3月11日は私の父親の誕生日でした。アップルでは親の誕生日は社員は休みという制度を導入しています。社長が親不孝者だったものですから、社員の人たちには、親や家族の誕生日は休みをとって一緒にお祝いしましょうと

お伝えしております。その3月11日の父の誕生日、ちょうど私が休んでいたら、こういう状況になりました。ただ不思議な体験なのですが、今してみると、会社の自分の机の後ろに大きな本棚がありまして、その本棚が、倒れていたんです、ドーンと。もし出勤していたら大怪我したんじゃないかなって言うふうに思いました。なんか、またまたうちの父親にも助けられたような、そんな気がしました。で、11日、戻ってみると、気仙沼市の私の実家は、2階まで浸水しまして、わかめ屋がこんな状況になりました。この震災の、非日常のときだからこそ、普段あまり話をしない父親と、いろんな話をすることができました。親が早く亡くなった話、「4年生のときに亡くなったんだよ」という話。それから若いときにうちの父親がトラックのアルバイトをしていました、ずっと。わかめ屋の前に、大きなスーパーができたので、わかめが全然売れなくなってしまって、でもなんとか稼いでかなくちゃいけない。土日もトラックの運転手をしていて、それで私よく呼ばれて、一緒にプロパンガス運びとかさせられたんです。友達に見つかるのが嫌だなあ、とか思って、なんだかすごく嫌だったんです。そうまでして、ご飯を子どもたちに食べさせようって言うふうに頑張ったってことだったんですけど、あの時は分からなかったんです。今、またこの震災の時に、電気が通ってなくて、自衛隊の方に菓子パンいただきながら、それで一緒に食べたりしながらこういう話をすると、なるほど、小さいときに保護者が亡くなるってことは大変なんだなってことを学ばせていただいたように記憶しています。うちの父は当然ながらずっと大学に行かずに働いていましたので、「俺もほんとは勉強したかったんだよな」なんてふうに言っていました。そうまでして守ったうちの父親の仕事は、こういうふうになってしまったので、これはわかめとかですね、いろんな塩とか、いろんな資材があるんですけども、それが入っている、小さいながら冷蔵庫があって、まあそれが津波で大きく壊れてしまいました。小さい商売なんですけど、江戸時代からずっと続いていたんですね。安政年間、あの安政の大獄とかあるあたりでしょうか。あのあたりから続いていた小さな商売は、150年で辞めることになってしまいました。そのように結論をしたようです。それを聞いて、もったいないなとも思いました。しかし、今私がすぐわかめ屋を継げるかということ、ノウハウも無いですし、なによりも、288名いるスタッフの人たちに、急に社長辞めるからって言うふうにも言えるような状況でもなかったもので、父親とも話して、そしてスタッフとも話して、私たちの会社個別教室のアップルで何ができるかなって言うのを震災直後から議論を始めました。

どうしようかなって、いろんな



ことを考えました。やはり議論に出てきたのは、父親を早くに亡くしたこと。トラックの運転手をしながら食いつないできたこと。であれば私たちにできるのは、やっぱり学習支援なんじゃないかなっていうふうに考えました。しかも、できればただ単に教えるのではなく、せっかく 20 年間積み重ねてきた受験の情報であるとか、学習支援のノウハウみたいなものもきちんと提供して、それでできれば結果が出せるボランティア。そういうことを考えて、学習支援していこうよというふうにスタッフと話し合いました。これは県内の私立高校の校長室に招かれまして、写っていないのですが、こちらに 4 人の生徒さんが並んでいて、私たちが学習支援について説明している様子です。「もしよかったら週に 1 回だけでも一緒に勉強しませんか」「1 対 1 で一緒に共有体験しましょうよ」とお話をしました。その中で「やります」って言ってくれた子に対して、このように 1 対 1 で授業をしています。1 対 1 でずっとやってきて、いろんな気づきがありました。勉強を教えるのももちろんなのですが、いろいろな課題とか、あるいは逆に嬉しかったこととか、それをお兄さんお姉さんくらいの年代の私たちのスタッフと一緒に共有することによって、なにか子どもたちの自己肯定感の調整にちょっとでも役に立てないかな、というふうにも考えながら、学習支援プラスちょっとコミュニケーションづくりもしてまいりました。

## 2. 学習支援事例 1～3

### 事例 1：スカイプによる学習支援

これからは、実際どんなふうな状況で勉強したのかなというお話をさせていただきます。後半ですね。まず一つ目の事例ですけども、通常は、顔合わせして、対面で、1 対 1 で机を並べて授業をするんですけども、この子の場合はですね、南三陸町に住んでいるお子さんでした。最初はこうやって行ってたんです。こっちに講師の先生が乗っかって、この方はですね、運転のボランティアさんなんですね。先生が授業して運転もして行き帰りすると、疲れちゃって事故の可能性もあります。行き帰り 2 時間。ボランティアも相談して手分けをしてやりましょうっていうふうにやったのが、このペアなんですね。でも、毎週毎週二人はくたくたになってました。生徒さんと相談して、「スカイプ (Skype) でもいいよ」、「スカイプ (Skype) でもやってみたいよ」と言っていたので、この子の場合は、スカイプ (Skype) で授業をしてみました。やはり対面型の授業はいいのですが、逆に、スカイプ (Skype) を喜ぶ生徒さんもいました。とくに男の子なんかは、「隣にいつも先生がいると窮屈だから、画面ごしに話せる方が好きだよ」という子も出てきました。この子も、幸いなことに Skype の授業がフィットしました。こちらが授業している様子です。

こんな事例もあります。この T 君です。担当は講師の林さん。この方も東北大学の学生さんですね。2 人で最初お邪魔させていただいたときは、お父様がお亡くなりになったのと、いろいろな事情で学校休みがちになっていました。お話しされたのが中学 2 年生のときだっ

たんですけど、2年生の内容も、もしくは中学1年生の内容もちょっとあやふやだよっていうふうにお話しされたのと、それから、勉強のやり方が分からないとお話しされました。ではその部分、まずその勉強のやり方を Skype で聞いたり、あるいは中1まで思いっきり戻ったりしながら学習支援しました。戻った方が近道だったりするケースっていっぱいあるんです。基礎を取っ払って中3とかっていってもなかなか成果が出づらいので、思い切って、特に長期休みのときはいっぱい復習しました。そういうふうに学習支援をさせていただきました。一人ひとり違うので、1対1で授業することによって、これはですね、ご紹介いただいたときの内容です。で、中1の復習、お子さんはですね「え一中2になってそんな中1のなんてやるの」なんてふうに最初は戸惑いましたけども、その方がわかりやすいつてことを腑に落ちていただくと、今度はだんだん授業自体を楽しみにしてくださるようになりました。あと脇で見ているんですけども Skype の様子、いろんな話するんです、授業の合間あいまに。「最近映画見た？」とか言ってですね、そしたら「るろうに剣心見た」とか言ってですね、「あ、俺もるろうに好き」とか言うんです、なんかそういうのも、いいと思います。そういう共有体験も、お兄ちゃん先生みたいな人と、一緒にお話しながら授業を進めるっていうふうな状況です。そして、私たちここも大事にしてるのが、目標校をどこにするのかなっていうのを、保護者の方が決めることが多いんですけども、やっぱりお子さん自身にも頑張っていたきたいので、どこにするかを林先生と一緒に考えながら、「じゃあ志津川高校行きたいね」というふうになりました。そういうことで「志津川高校を一緒に目指しましょうよ」、「頑張りましょうよ」ということを共有させていただきました。逆に私たちもたくさんのお話を勉強させていただきました。林先生からの報告、あるいは脇で Skype の様子を見ていたりして、お子さんからむしろ私たちが学んだことがあります。私たちのスタッフがですね、この活動を通じて一番学んだと思うのは、仕事へのやる気。あとは子どもたちにやる気出そうよと伝えるにしても、やる気のもっと何だろうっていうことを考えるようになりました。T君は、お父さんがお亡くなりになっても、先生から出された宿題を健気に頑張っているんです。すごいなと思います。私の親もまだ70代ですけども、親がいるっていうのをついつい当たり前のように感じてしまいます。この当たり前っていうことが、ありがたいことなのかということ、感じずにはいられませんでした。この「当たり前がありがたい」ってことを再認識することが、この日常自体がありがたいということ、そしてこうやって仕事させていただいていることがありがたいことを彼らを通じて再認識させていただきました。それによって私も、もうちょっと頑張ってみたいですとか、あるいは社員も、この活動続けていきたいと思、あるいはそして地元の会社なので、地元にお役に立てるような地位に属していきたいと思うようになりました。それは、遺児の子たちから教えていただいたことです。当たり前が素晴らしいということをお話いただきました。幸いなことにT君は、志津川高校を合格しました。本人も一生懸命頑張りましたので、お父さんにも良い報告ができたのかなとい

うふうに思っています。

## 事例2：進路指導の様子・研修会の様子

それから、事例はいくつかありますけど二つ目の事例ですね。いろいろ頂いたりするときがありました。仙台市内の方から、「G-SHOCK、俺小さいときから集めるのが趣味だったんだけど、これ遺児のみんなにあげてください」と申し出てくださる方や辞書をくださった方もいらっしゃいました。私たちは学習塾が母体なので、学習支援以外にも進路相談を行いました。授業を担当する教師の方にもただ教えるということではなく、研修会を開き支援の在り方を一緒に考えたり、学んだりしました。私たちだけでは専門性が足りない部分は、医師、私たちの仕事の役員になってもらっている小児科医に加わってもらって、どういうふうに私たち自身の心をケアしたらいいのかってことも勉強会をしたりしました。それからボランティアの講師の人たちにも、こういうこと気をつけよう、あるいはこういう声掛けがいいんじゃないかなということ研修して、ボランティアで行ってくださるにも関わらず、生徒さんへ支援について熱弁させていただきました。やはりお子さんたちの課題も大きいと思うので、それに責任をもって向き合える講師をご紹介したいと思いました。ごく当たり前にアップルではやっていることです。それをボランティアの方にも共有しました。遺児の方々にも、模擬試験などを受けていただき、このくらいの点数だったから、どのくらい頑張れば志望校に合格できるかなど一緒に考えさせていただいたりしました。塾なので、やはり合格っていう部分にもこだわりを持ってサポートし、なるべくお子さんや保護者の方に喜んでもらえるような結果を出していきたいなということで、頑張っただけでまいりました。

## 事例3：教師の授業報告書より

最後の事例ですけども、Iさんという女性の方の事例です。こちらの方は高校3年生のお子さんで、こちらは講師の栗原さんです。この2人の学習支援の様子についてのお話です。Iさんは震災でご両親亡くされました。やはり、始めは「学校に行きたくない」とおっしゃっていました。Iさんお兄さんがいらっしゃいました。教師の報告文を読んでもみます。

「妹思いのお兄さんはいつも勉強が終わるとお総菜やお弁当を買ってきてくださるので、私も一緒にいただいております。まるで家族のようです。」と報告があがってきました。Iさんはお兄さんに「3月11日前までは私とお父さんとお母さんと3人でご飯食べていた。だから、栗原さん来るときは3人で食べない?」と言ったそうなんです。それを聞いたお兄さんは、毎週毎週講師の栗原さんが来るときにお弁当やお総菜を買って待っていてくれるそうなんです。それを私たちも聞いて、なんとしてでも合格してもらいたいなっていうふうになるようになりました。幸いなことに、この2人のペアの頑張りもあって、今は進学して、「今度は自分が子供たちをサポートする仕事に就きたい」ということで今は教師の道を目指して

頑張っている、という事例です。やはり同様にIさんからも教えていただいたのは、やっぱり急に家族が亡くなってしまわれて、家族がいるというこの当たり前の状況がありがたいことを教えていただきました。教えていただいたことを、これからこういうありがたい機会を頂戴しながら、できるだけお子さんたち、あるいは保護者の方たちにもご報告、お伝えさせていきたいなというふうに思っています。そしてそのお子さんとお両親にとって、こういったことをお伝えすることによって、できたら自尊感情、あるいはやる気、そういったことを育てていきたいなということで、こういった活動、これからも続けていきたいなというふうに思っています。最後に、先ほどご紹介したG-SHOCKのペアウォッチを2人でつけて写真をとっている所です。Iさんは卒業するときに私たちの事務所に来て、チョコレートを持ってきてくださいました。Iさんは、「みなさんがいなかったら私は高校辞めてたかもしれないとても感謝しています」とおっしゃって。私たちの社員は本当にすごく嬉しくって、涙ながら食べてる社員もいました。で今もその箱がですね、他の遺児のお子さんからもお手紙いただいたりするのですが、そのお手紙をしまっておく、会社で言うと宝箱になっているわけです。これが私たちスタッフのやる気のもとになっています。そういった活動を、本当に小さな活動ではありますが、これからも続けてまいりたいな、というふうに思っています。ちょうど時間になりました。ご清聴ありがとうございました。以上でございます。

報告1 学習支援の領域から

「創業20年の学習塾の経営資源を活かした震災遺児への無料学習支援事業」  
株式会社セレクトィー代表取締役 畠山 明

株式会社セレクトィー

一人ひとりのニーズに合わせた教育サービスを提供するため、教師をプロに限定し、完全1対1授業を行う専門塾「個別教室のアップル」「家庭教師のアップル」を1996年に創業。また、社会貢献の一環として震災遺児への無料学習支援や、発達障害児の学習支援を行う一般財団法人学習能力開発財団を設立し総合教育事業を展開しております。

震災遺児への学習支援

東日本大震災後、十分な学習環境を確保できない震災遺児の存在を知り、一人ひとりにしっかり寄り添うマンツーマンの学習支援を無償で行っております。受験対策という側面だけではなく、子供たちのとなりでしっかりと心を支える役割もあります。子供たちの中には、学校に行きたがらないお子さん、進級さえ危ういお子さんもいます。研修を重ねたボランティア講師たちが、お子さんたちの心に寄り添いながら、長期持続的な支援を続けてまいります。

本日の流れ

- 1、なぜこの支援をはじめたのか
- 2、学習支援事例1～4
  - 1、スカイプによる学習支援
  - 2、進路指導の様子・研修会の様子
  - 3、教師の授業報告書より
  - 4、震災孤児の学習支援事例



震災遺児の学習支援

## 報告Ⅱ 歯科の領域から

# “矯正歯科専門医は震災で親を亡くした 子どもたちにどんな支援ができるのか”

～日本臨床矯正歯科医会事業と個人プロボノとで支え続ける口腔成育～

伊藤矯正歯科クリニック 院長

伊藤 智恵 氏

### 講師プロフィール

- 1985年 東北大学歯学部卒業、東北大学歯学部歯科矯正学講座入局
- 1988年 同助手
- 1990年 伊藤矯正歯科クリニック開設  
日本矯正歯科学会認定医
- 2006年 日本矯正歯科学会専門医
- 2015年 公益社団法人日本臨床矯正歯科医会  
専務理事





皆さんこんにちは。伊藤と申します。どうぞよろしく願  
いいたします。今、ゴディバのチョコレートのお話で、ほっ  
こりした気持ちになったところですが、これから先少し深刻  
な事例についても、お話をしなければならぬことになるわ  
けで恐縮です。でも、本当に貴重な機会を頂戴してありがと  
うございます。どうぞよろしく願います。

先程もご紹介いただきましたが、私は矯正歯科の開設をし  
て、これで26年になります。臨床を始めて30年以上経つん  
ですが、本当に未熟で、先程のお話にもありましたけど、震災で被災した子どもたち、親を  
亡くした子どもたちから教わるのがいっぱいあったなあって思いながら、日々の臨床をし  
ているところです。今日はそういう事例も含めて、私が所属している公益社団法人日本臨床  
矯正歯科医会の事業と、私自身の活動等をご紹介させていただきたいと思っております。

震災では、医療支援関係で各団体、こういうふうな形で記録集を編纂し、皆さんの目にも触  
れているだろうと思います。皆さんいろいろ記録を残されています。もちろん、一般向けの記  
録集も、多々発行されていますね。読みやすい、あまり刺激を受けないものから、見ると本当  
にまたすぐ思い出して涙が出てくるようなものまで、いろいろあって、私、この津波の映像は、  
実は自分でこの映像を確認してみたのは、去年なんですね。それまで見られなかったんです。

私自身の記録は、ほとんど残していないんですけども、当時、地震の直後に、パソコン  
の中に、メールやいろんなメモで残していたもので、こんなものがありました。

私の診療室もそれなりに被害を受け、そして私の診療室には昔から沿岸の方々が多かった  
ものですから、患者さんと連絡を取り、全員の安否確認をするのに2週間くらいかかりまし  
た。そのとき、患者さんを心配しながら残したメモなんですけども、読みます。「防災は  
モラル。診療室が被災しない、つまり被害者にならないこと。そして結果として加害者にな  
らないこと。さらには傍観者にならないこと。そのためにはまず、何よりも業務を復興させ  
ることが重要だ。できる範囲で業務の最善を尽くし、業務を停滞させないこと。それがスタッ  
フの士気とモラルを高め支えていくんだ。患者さんの、市民の健康を守るという強い使命感  
とプライドが、スタッフの行動を突き動かす原動力になるんだ。そして、そうした行動が、  
患者さんの信頼感につながっていく。信頼がないと、安全は、安心はうまれない。誰でも安  
全は提供できるかもしれないが、安心を提供するのはそう容易なことではない。いつも「自  
分のことを思ってくれている」という気持ちが、信頼感を醸成し、安心感を生み出す。震災  
後の対応や行動はその証明でもある。自分の命や家族とスタッフの命は、自分で守るとい  
う精神が大切。自分を守らなければ、人の命を守ることはできない。」なあって、すごい力いっ  
ぱいです。これ、自分を叱咤激励してたんです。そうじゃないとやれなかった、あの時。つ  
まり診療所経営する側の責任者として、患者さんを守る、スタッフを守る、家族を守る責任

者として、私自身がくじけてはいけない、というふうな、こんな感じで診療してたんだと思うんですね。今読んでてすごく恥ずかしかったんですけど、かなり気分が高揚してました。実際その後、惨事ストレスっていうんですか代理外傷というんですかそういうことで私自身がPTSDの症状でかなり苦しむ時期がありました。今でもそのときのことを思い出すと涙が出てきたりするんですけども、要は、専門職は本当はこういうふうに陥らないで、自分のストレスコントロールはちゃんとしなければならないなという反省です。

## 震災直後の来院者にみられた症状

さて、実際の患者さんたちはどうだったかといいますと、この方は、震災から1週間経ったときにおいでになった方です。全体的に歯茎が痛く触れないと、パニック状態で診療室に飛び込んでおいでになりました。22歳10か月ですから、大学卒業直後で、もう就職も決まって引っ越しもする直前の段階で震災に遭った。ですから、一人だったんですね、アパートに。頼る人が誰もいなくて、本当につらかったんだと思うんです。で、お口の粘膜全体に腫れがあって、「触れない、触ると痛い、ものすごく痛い！」っていうような状態になっていました。これはその、痛みそのものは、急性ストレス障害のトラウマ反応の一種というふうに理解できるわけです。でも、何もなかったの、あの当時。薬品もなかったんです、私たちのところにも。ですから、食塩水やお茶でうがいをし、研磨剤を含まない歯磨剤で綺麗にしてあげて、あとはできるだけ海藻、果物、野菜、そういうものを食べましょうと。そして、総合ビタミン剤なんかもあればいいんですけど、そのとき何にもなかったですね、ドラッグストアにもね。それで、手持ちの私のビタミン剤があったので、「これ飲むといいよ」ってあげて。「大丈夫、悪い病気ではないよ。軽い栄養失調だから。今何にもなくて大変だからね。手に入らないからね。それに一人ではさぞや怖かったでしょう。よく頑張りましたね。」と言いながら、しばらくお付き合いをし、4月上旬にはほぼ落ち着いて、新しい就職先に移動していきました。

こういうふうに、震災直後の来院者、特に女性や子どもにはこういう症状が普遍的に見られました。歯肉が腫れた、<sup>びらん</sup>糜爛ができて口の中がどろどろになってる、それから口内炎が多発したり、口角炎（唇が切れちゃうことですね）、歯周病の急性発作がある、虫歯が多発したり広範囲で<sup>だっかい</sup>脱灰する（歯が溶け始める）、そういうことがたくさんありました。これは、ライフラインの寸断による口腔衛生の不良とか、ストレスや疲労や体調不良、生鮮食品の不足、それから炭水化物主体の食事、そういうものによる栄養失調ですね。自律神経障害もあったと思います。

## 個人での活動

実際に、避難所に行くときこういう状態だったんです。炭水化物の、おにぎりはたくさんあ

る、主食はたくさんある、自由に取ってくださいというふうに言われる。だけれども、おかず、主菜・副菜になるものがないんです。特に生鮮食品がなかった。ですから、これに関しては、災害備蓄食糧に乾燥野菜や海藻などを組み込んで、菜飯や汁物にしてビタミン・ミネラルを摂取することを奨励します、と。今後はそういう災害備蓄食料にしてください、そのことが、農業・漁業の振興や生産者の生活再建支援にもなるんですよというふうに議員さんに提言してきました。

次に私は、臨床心理学を少し学んだことがあって、震災支援においでになった臨床心理士の中川一郎先生と、タッピングタッチというホリスティックケアの支援プログラムで避難所の訪問活動をしていました。これは、3月の末に行ったある避難所ですけど、この時点でもまだ間仕切りがなく、プライベートな空間も不十分な状態で、皆さん本当に苦労されていました。大変でした。

### 日本臨床矯正歯科医会被災者支援事業1

支援活動で最初に訪問した避難所の混乱した状態を見て、清潔セット、こういうパッケージで一つにまとめて、避難所でバラバラに配るのも分類するのも大変だから、必要なもの全部パッケージにして送ってくれないかっていうのを、全国の矯正歯科医に3月19日に依頼をしています。そして、こういうものが次々に送られてくるようになりました。もうそのまま配布すれば全部そろっているというふうな状態です。同じように日本臨床矯正歯科医会にもお願いをしましたところ、被災者支援事業の第一弾として、桜プロジェクトって、さくらのシールつけてくれてね、ちょうど春だったですから。3月末から4月上旬に、3000セット、全国の矯正歯科医会の会員と日本歯科矯正器材協議会の方々がパッケージを作って送ってくれました。その3000セットは、各支援団体とか、個人の支援者さんたちにご協力いただいて、宮城県と岩手県の避難所や自宅避難の方々には物資が届かないので、自宅避難の方々にも配布をして、本当に喜んでいただきました。

スライドは、そういう支援物資を持って、3月31日に某避難所に伺ったときですけど、普通歯ブラシなんてもらったって子どもは嬉しくないですよ。おもちゃや絵本だったらいいのに。だけど、そのセットを手にした途端、この女の子は歯磨きを始めたんです。この避難所では、歯ブラシの提供は近隣の歯科医院からあったんです。歯ブラシは、たくさんあったんです。だけど、子ども用の歯ブラシがなかった。歯磨き剤も当然なかった。水も少ないですしね。ですから、この子は歯を磨けなかったんですね。手にした途端、歯みがきを始めてびっくりしたんですけど、そうか、そういうことか、と思って、磨いてあげました。これは31日のことです。もう3週間経っているときでも、こういう状態だったんですね。

そういう経験をしましたので、避難所機能を持たせる場所には、水・食糧とともに口腔衛生セットを備蓄してほしいと、これも議員さんに提言をしたところでした。その後、4月中旬

になって日本歯科医師会が歯ブラシと歯磨剤の衛生セットを作り、避難所に配布を始めたようです。今後はそういう事例が教訓になって、災害備蓄にこのような衛生セットが加わっていくだろうなあというふうに期待をしているところです。

次の活動は、矯正歯科治療中に被災した患者さんを救いたいということです。多くの矯正歯科医が避難所に支援に行き、中にはこういうメールを送ってきた矯正歯科医がいました。「困っている矯正歯科治療中の患者さんがいるはずなのに、支援できない。どうしたらいいんだろう？」ピンポイントでその避難所に行っても、急患対応が必要な患者さんに会えるわけではないし、その時間にいるわけでもない。困っている患者さんには会えないのだから、会えないことを前提にすると、被災地の外にフリーダイヤルを設置して、冷静にその状況を把握し、その患者さんの状況に応じた個別の支援をしましょう、ということで、フリーダイヤルの設置を日本臨床矯正歯科医会に要請しました。これが3月30日のことです。

つまり、こういうふうに各地から行っても、その日その時間その避難所で支援が必要な患者さんに会えるわけではないので、しかも福島の患者さんたちは全国に避難していますから、SOSの形も被災者の数だけあります。

なので、こういうふうに広大なゾーンに分布している被災患者さんのSOSを、通信に障害のない被災地以外の地域で受け止める。そして状況を把握し、個別に対応し、現在地の条件のなかで最良の解決を図る、というようなスタイルに変えていただくための事業をしていただきました。

## 日本臨床矯正歯科医会の被災者支援事業2

そして、日本臨床矯正歯科医会の被災者支援事業の2番目として、「矯正歯科被災者支援フリーダイヤル」というものを設置しました。半年間設置をして、毎日、月曜日から金曜日までの10時から5時まで、担当者を必ず決めておいて、必ず電話には出る、どんなことがあっても必ず電話には出ることにしました。この担当者、実は私たちのように開業しているドクターなんです。自分の診療室で患者さんを診ながらなんですけど、必ず電話を持ってもらって、この電話にはどんなことがあっても出るということふうをお願いをして、震災により矯正歯科治療を続けることが困難な被災者とその保護者を対象にして、矯正歯科の治療に関する相談を無料で行いました。そして、その時の問題を把握したうえで、じゃあこういうふうになればいいですよというふうなアドバイスをしました。問い合わせの件数は144件になりました。

私もその支援フリーダイヤルの電話を受ける当番をしましたが、その支援ダイヤルから紹介された患者さんを18名、私の診療室で受け入れて、無償でその後の治療の継続をすることができました。

スライドは、そのなかの2人ですけれども、福島県から避難して来ています。矯正歯科治

療中に津波や原発事故で、前の先生のところで治療ができなくなっちゃった。それで、フリーダイヤルを通じて、たとえば北海道の先生に電話がつながって私のところに来た子たちですけども、受け入れることになりました。治療の装置が壊れた、流失した、治療を担当していた先生と連絡がつかなくなったとか、いろいろなことがありました。こういう状況下ですから2人とも私のところに来たときは無口で不安げで、きょろきょろして落ち着かなくて、爪を噛んだり、何もしないのに「痛い痛い」と言うような状態でした。大体みんなそんな症状を持っていました。ですから、治療をするだけではなくって、つらい気持ちを少しでも吐き出してもらって、ゆっくりお話しして、「大丈夫だよ、安心していいよ。」と伝え、保護者の方には「もう大丈夫です。私がちゃんと責任を持って治療します。費用の心配はしなくていいですよ。とにかくおいでください。」と伝えながら治療を続けている間に、だんだんそういう不安げな動作とか痛みとかいうものは消えていきました。

痛みやこだわりなどの症状は、さらなる重篤な病や症状の防波堤のような役割を担っている。だからそれをそのまま取っちゃだめなんだ、取った後で別の形で出てくるから、まずは患者さんの語りとしての症状や病を理解しようとするナラティブな概念を持たなきゃだめですよと、臨床心理学を勉強しているときに布柴靖枝先生に教えていただいたことですが、こういうふうに患者さんの物語を聞き、「もう大丈夫だよ」って伝えることで、症状が軽減することを実際にたくさん経験しました。こういうふうに、他から転院して来た患者さんだけではなくて、私のところで元々診ていた患者さんも、被災されたのなかには、突然泣き出したり、笑わなくなったり、もしくは異常なハイテンションで笑いだしたり、それから突然歩けなくなったとか、いろんな症状を出されていました。ですが、少しずつ少しずつ落ち着いていくうちに、そういう身体的な症状はなくなっていきました。そして、矯正治療も順調に終わって、復興に向かって、もしくはそれぞれの人生に向かって、いろいろ歩いていくわけですけども、そういうことを私は見ながら、「あ、そうなんだ、教科書に書かれていたことってというのはこういうことだったんだ。」っていうような実体験をしたわけです。

### 日本臨床矯正歯科医会の被災者支援事業3

次に、やっぱり避けては通れないのは経済的な支援ですよ。被災地の子どもたちと家族、ほとんどすべてが貧困問題を抱えていると言っても過言ではない状態でした。子どもは親の経済的困難を敏感に察知しますから、自己犠牲を選択するんですね。「大学、行かなくていいんだ。もう大学なんか行きたくないんだ。働くよ。」って。本当は行きたいんですよ。だけど経済的に苦しんでいる親を見ると、大学進学しないって決めちゃおうとする子もいたんですね。患者さんのなかにそういう話が出てくると、「いや、大丈夫だから心配せずに行きなさい。あなたは大学に進学したほうがいいよ。私をなんとか考えてみる。」っていうふうなことも話しながらですね、まあいろいろ手段や支援を探していたわけです。他には、こう

いうその義援金・見舞金なども世帯主に一括で支払われるので、問題がある家庭などの場合には、本当に使われなければならないところに使われたいというふうなこともたくさん見聞きしました。ですから、本当に治療費をどうするかというのは、私たち矯正歯科医にとっては大変な問題になっていたわけです。私が治療を継続していた患者さんについては、私が自分でなんとかするからいいわけです。個人のプロボノ活動、つまり専門的な自分の仕事について無償でボランティア活動をするというのがプロボノですけども、個人・プロボノ活動として、被災患者を対象に無償にて矯正歯科治療をし始めました。

ただ、私も生活し、家族や従業員を養わなきゃいけないので、完全に全部を一人で背負うというわけにはいかないのです。材料だけなんとか提供してくれないかというふうに、デッドストックになっている器材提供支援を、私が器材を購入している機材会社を通じて各地の矯正歯科医にお願いしたんです。大体、使用しなくなった在庫を抱えているものなので。その、在庫として抱えているものをいただいて、それを使って、私の技術料は無料よと、いうふうな形にして、そうすると完全に患者さんからお金をいただかなくても済むというふうな態勢を作って行いました。すると、一人の会員にそこまでさせたらいけないということで、日本臨床矯正歯科医会の被災者支援事業3番目として、被災矯正患者さんの治療費補助事業というのを立ち上げてくださって、これで予算総額1000万円ぐらいですが、それで患者さんたちに完全に安心して治療を受けていただくことができるようになりました。そのため、治療費以外の生活面や心理面を、私は積極的にサポートができるようになりましたので、非常にこれは助かりました。そのときに動的治療をしていた患者さんたちの治療をほとんど、一段落できました。

#### **日本臨床矯正歯科医会の被災者支援事業4**

そうすると、次に4番目の事業として、震災孤児それから遺児が、矯正歯科治療が必要とされる場合には、その治療費を支援しましょうという流れが自然にできあがってきました。横に書いてあるこのちっちゃな文字はですね、そのときにパンフレットの裏面に添えた文字です。「せめて子どもには歯で苦労させたくない。綺麗な歯並び、健康なかみ合わせで社会に出てほしい。多くの親御さんが大切なお子さんのために矯正歯科治療をプレゼントします。私たちは、あなたのご両親様があなたのためにプレゼントしたはずの矯正歯科治療を、あなたのご両親様に代わってプレゼントします。そして、あなたの成長の道の一歩を一緒に歩みます。東日本大震災で親を亡くされた子どもたちが明るい未来をつかむお手伝いを、矯正歯科治療でいたします。」というふうな気持ちで始めました。通常矯正歯科治療はトータルで大体60万～100万ぐらいかかります。私の診療室は大体80万ぐらいの費用なんです。ですから、本事業では矯正装置の材料費に相当する30万円という金額を日本臨床矯正歯科医会が負担し、それ以外の費用については治療を行う会員、つまり私ですが、私がプロボノとし

て負担するというものですね。つまり、矯正歯科治療費は80万ではなくて30万にしてくださいねっていうふうに設定して、その治療費を医会が支払うというふうな仕組みを取っています。

じゃあなんで、矯正治療をしなきゃいけないのかっていうことですが、矯正治療の目的は、歯並び・噛み合わせを綺麗にすることだけではないんですね。将来の咬合崩壊、つまり噛めなくなっちゃうっていうことのリスクが不正咬合にはありますので、それを取り除いて人生の最後まで自分の歯で食べて健康でいてほしいっていうことのために行うんです。

普通の医療行為っていうのは、通常こういうふうにベースラインが低下したものを、元の平常状態に戻していく作業です。

でも矯正治療っていうのはちょっと特殊でして、平常よりもより健康な状態をつくっていく創造の医療なんですね。より健康な状態にしていく。そしてそのいくつかの治療段階を経て、こういうふうな綺麗な状態になって過ごすということになるんです。

そのためには、こういうふうに、少年・少女期に第一期治療を行い、思春期後期に第二期治療を行って、というふうに治療時期を明確に分離して、ライフステージにおける各種のリスクをちゃんとコントロールしながら、最小の努力で最大のメリット・効果を得られるように配慮された治療を行います。支援事業でも同時に、その第一期・第二期治療の必要なことを想定して金額が設定されています。ただ、普通の矯正歯科治療はそれでいいですけども、震災遺児・孤児の治療を始めてみると、それまで想定していなかったいろんな困難や事象が出てきました。

## 事例報告

<事例は個人情報保護のため割愛します>

8つの事例を報告しました。それらの一つひとつに真剣に向き合うことで、問題解決の方策を探り、他の専門職と連携し、なんとか治療を進めながら、患者と家族全体をサポートする努力をしています。

## 震災で親を亡くした子どもの治療に当たる基本姿勢

矯正治療で得られるものは、スライドに示すようにたくさんあります。だけど、本当に大事なのは、壮年期や老年期を通じて健康な状態を維持しやすく、健康で美しく楽しい人生を全うできる基盤、つまり生きる力を育むというものです。そういう基盤を築く支援をするのが矯正歯科治療だというふうに私は思っています。

その矯正歯科治療の意義を発展させたものが、スライドに示すことです。新しい視点を持って、患者さんを医療の中心に人としての個人として付き合うこと、生涯を通じた支援をすること、バイオサイコソーシャルな視点を持つこと、できれば私たちがメンターの役割も担え



たらしいなと思います。そして患者さんの語りとしての症状や病を理解すること。それらの、患者中心の歯科医療という言葉では表現しきれない概念として、口腔成育という言葉を用い、私はこの20年ライフワークとして過ごしてきたわけですが、震災に遭い、またその被災者や親を亡くした子どもたちの治療を経験させてもらったことで、矯正歯科

医の役割はもっと広く深いものだったんだと思うようになりました。

各避難所に訪問していろいろな支援活動を行い、そして海外からの支援団体をも被災地に案内して、そこで働く支援団体にもつなぐこともあり、いろんな法人にお目にかかりました。多賀城市の支援を中心に行っていたこのNPO法人に会ったときにちょっと衝撃を受けたのですが、本当にうまく避難所運営をしていました。その支援のあり方を伺いましたら、こういうことだったんですね。「経験、教訓、専門知識から見通す半歩前の支援。個々の実情に応じた、かゆいところに手が届く支援。即断即決・直ちに行動するスピード感。ともに歩み、いつもなんでも相談できる信頼関係。外部からの各種補給ルートの確保。行政も他専門職も巻き込むネットワーク作り。支援者が疲弊しない運営システム。支援するとは、支援する側に大きな力をもたらすことを知ってる前向きさ。」この方々のスタンスは本当に見事でした。これを私は支援する姿勢に取り入れたいなというふうに思って、それに学びながら私個人の支援活動に活かしていきたいと思います。

そこで、震災で親を亡くした子どもの矯正歯科治療にあたる私の基本姿勢は、今はこういうふうに考えています。震災で親を亡くした子どもは、不正咬合にとどまらず、多くの問題を抱えながら必死で生きている。その保護者もまた被災者でありトラウマ反応やストレスを持っている。よって、患者さんを受け入れるときには、他の専門職との連携が必須である。それを模索しながら、矯正歯科治療の進め方にもアレンジを加えながら、その患者さんと家族の生命や生活を丸ごと支える姿勢であたっていたい。対象者はすべて心理的・環境的問題を抱えていることをよく理解し、対象者と保護者の悲しみを共有しながら、最大限のサポートをしたい。矯正歯科専門医の矜持を持って、彼らの治療を全うし、彼らの人生の基盤を整え、強くしなやかに生きられるよう、全力で臨む決意で診療にあたっているところです。

東日本大震災の被災地はあまりにも広くて、被災の形も被災者の数だけあります。だからこそ、被災者一人ひとりのその時期のニーズを尊重した支援を継続し、その経験と教訓を積み重ね、それを共有し、次の防災・被災者支援に活かしたいというふうに思っております。ご清聴ありがとうございました。



2016年2月28日 東北大学大学院教育学研究科  
震災子ども支援室“S・テル”第7回シンポジウム

東日本大震災で親を亡くした子どもたちへの支援  
～それぞれの専門性を活かして～

矯正歯科専門医は震災で親を亡くした子どもたちに  
どんな支援ができるのか

—日本臨床矯正歯科医会事業と個人プロボノとで支え続ける口腔成育—

伊藤矯正歯科クリニック(宮城県仙台市)  
伊藤 智恵

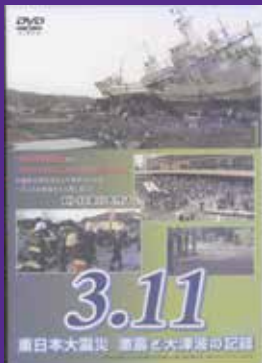
医療支援関係では、  
各団体、施設で  
記録集を編集



一般向けの記録集も多々発行されている

映像記録集

PTSD対策としてのマンガ記録



防災はモラル。診療室が被災しない、つまり被害者にならないこと。  
そして結果として加害者にならないこと。  
さらには傍観者にならないこと。

そのためには、まず何より業務を復興させることが重要。  
できる範囲で業務の最善を尽くし、業務を停滞させないこと。  
それがスタッフの志気とモラルを高め支えていく。

患者さんの、市民の健康を守るという強い使命感とプライドが、  
スタッフの行動を突き動かす原動力になる。  
そして、そうした行動が患者さんの信頼感につながっていく。  
信頼がないと安心は生まれない。  
だれでも安全は提供できるかもしれないが、  
安心を提供するのはそう容易なことではない。

いつも「自分のことを思っていてくれる」という気持ちで  
信頼感を醸成し、安心感を生み出す。  
震災後の対応や行動は、その証明でもある。

自分の命や、家族とスタッフの命は、自分で守るという精神が大切。  
自分を守らなければ人の命を守ることは出来ない。

震災直後の来院者(特に女性と子ども)に  
普遍的にみられた症状

- ・歯肉の発赤、腫脹
- ・広範囲の糜爛
- ・多発性口内炎
- ・口角炎
- ・歯周病急性発作
- ・虫歯の多発、広範囲の脱灰



ライフライン寸断による口腔清掃の不良、  
ストレス、疲労、体調不良、生鮮食品の  
不足や炭水化物主体の食事による栄養失調

生鮮食品の不足、炭水化物主体の食事



2011年4月6日某避難所にて

個人での活動1:

災害備蓄食料に乾燥野菜・海藻などを組み込み、菜飯や汁物にしてビタミン・ミネラル摂取を奨励。備蓄食料指定は農業漁業振興、生活再建支援にもなる(議員へ提言)

個人での活動2  
中川一郎先生と共に  
タッピング・タッチ  
による避難所支援活動  
(3月末～4月)

この時点でも、避難所には間仕切りが  
なく、プライベート空間が不十分



個人での活動3:「清潔セット (歯ブラシ、タフトブラシ、レノビーゴ等がい  
のいないフッ化物、リスチンなどの洗口剤、タオル、コップ、ポケットタイ  
プのウェットティッシュ、栄養失調による口腔粘膜保護に総合ビタミン剤の  
サプリメントを大人用/子ども用それぞれにバックしたもの)を支援して！」と  
全国の矯正歯科医に依頼(3月19日)



### 日本臨床矯正歯科医会 被災者支援事業1 “桜プロジェクト”

(避難所生活者向けの口腔ケアセット提供)



個人での活動4:

避難所機能を持たせる場所(学校、公共施設、津波避難ビル等)に、  
水・食料等とともに 以下のような備蓄を議員へ提言(自宅避難者分も含  
め)



大人用

子ども用

+ タオル、コップ、ウェットティッシュ、ティッシュ、  
総合ビタミン剤 をジップロック/パッケージにひとまとめ  
(水がなくても使える配慮、配布に手間がかからない配慮)

### 矯正歯科治療中に被災した患者さんを救いたい！

奥州市の矯正歯科医のメール

「陸前高田市に視察に行ってきました。避難所では矯正治療の急患も少しいるよう  
で、とりあえずプライヤー類を置いてきました。ほんとうは矯正治療中の患者  
さんを把握してまとめて診てあげたいのですが、巡回歯科診療の現場では一般歯  
科急患に対応するだけで精一杯です。役所の保健師さんに話しても、そんなこ  
とにかまっていられないという感じです。困っている患者さんがいるはずなのに  
力になれないのが非常に残念です。」

矯正歯科器材協議会

「被災地にも矯正歯科治療中の患者さんがいて、装置が壊れて困っているようだ」



ピンポイントで急患対応支援に向いても、困っている患者さん  
には遭えません。被災地の外にフリーダイヤルを設置し、冷  
静に把握し、その患者さんの状況に応じた支援をしましょう！

と、フリーダイヤル設置を要請(3月30日)

多くの矯正歯科医が医療支援を希望したが、その日その時間その避難所で  
支援が必要な矯正歯科患者さんに会えるわけではない  
被災患者さんは全国各地に避難しているSOSの形も被災者の数だけある



日本臨床矯正歯科医会  
被災者支援事業2  
“矯正歯科 被災者支援フリーダイヤル”

名称:「矯正歯科 被災者フリーダイヤル」  
フリーダイヤル: 0120-453-344  
開設日: 2011年5月25日(水)～9月末まで  
受付時間: 月曜～金曜AM10:00～PM5:00(休日を除く)  
事業内容: 震災により矯正歯科治療を続けることが困難な被災者とその保護者を対象に、矯正歯科の治療に関する相談を無料で受け付ける  
受付内容: 現在お受けになっている矯正歯科治療に関する心配事や質問全般  
相談員: 一般社団法人日本臨床矯正歯科医会員の矯正歯科医  
協力団体: 日本歯科矯正器材協議会  
問い合わせ件数: 144件

広大なゾーンに分布している被災患者さんのSOSを、通信に障害のない被災地以外の場所で受けとめ、状況を把握し、個別に対応し、現在地の条件の中で最良の解決を図る(寄り添い、情報提供、助言、紹介、安心)



「痛みやこだわりなどの症状は、さらなる重篤な病や症状の防波堤のような役割を担っている」

「病や症状の意味を理解せずして、それらをただ単に取り去ろうとする試みは、クライアントの一部を否定する行為にもなりかねず、そこへ十分な配慮と手立てがないままに症状をとったとしても、さらなる形を変えた新たな苦しみをもたらすことになる」

「逆に、患者の語りとしての症状や病を理解しようとするナラティブ・ベースド・メディスン(NBM)の概念を矯正歯科治療に盛り込む口腔成育という新しい潮流に期待する」

文教大学人間科学部臨床心理学准教授 布柴靖枝先生  
「口腔成育と心理臨床—「口」と「心」の接点」より



“もうだいじょうぶだよ”と伝えることで症状が軽減することも経験する

避けては通れない経済的支援

被災地の子どもたちと家族は、すべて貧困問題を抱えていると言っても過言ではない

子どもは、親の経済的困難を敏感に察知し、自己犠牲を選択することがある

弔慰金、災害見舞金、義援金は世帯主に一括で支払われる。DVなどがある場合、被害女性や子どもには渡らない

種々の育英資金なども、法定代理人に支給されることが多く、使途目的通りに災害遺児自身に使われているか、疑問の残る事例も耳にする

個人プロボノ活動として、被災患者を対象に無償にて矯正歯科治療開始

それを支えるデッドストック器材提供支援を器材協議会に依頼

↓  
矯正歯科器材協議会より紹介された全国の矯正歯科医師が  
自院でデッドストック化していた材料を提供  
それをを用いることで、プロボノ活動が容易に

↓  
日本臨床矯正歯科医会  
被災者支援事業3  
“被災矯正治療患者の治療費補助事業”  
(予算総額1000万円)

日本臨床矯正歯科医会 被災者支援事業4  
“震災孤児・遺児矯正歯科治療費支援事業”



「せめて子どもには、歯で苦労させたくない」  
「きれいな歯並び、健康な歯み合わせで、社会に出てほしい」  
多くの親御さんが大切なお子さんのために、矯正歯科治療をプレゼントします。

私たちは、あなたのご両親様があなたのためにプレゼントしたはずの矯正歯科治療を、あなたのご両親様に代わってプレゼントします。そして、あなたの成長の道の一歩に歩みます。東日本大震災で親を亡くされた子どもたちが、明るい未来をつかむお手伝いを矯正歯科治療でいたします。

矯正歯科治療では、きれいな歯並び、華やかな笑顔、美しい口元、美しい顔のバランス、しっかりした噛み合わせで、良好な咀嚼、健康で豊かな食生活、美しい発音、明晰な音韻コミュニケーション、積極的な社交性、逆境への回復力の解放、生きる力の向上などが得られます。そして、最も大切な目的は、「壮年期～老年期を通じて健康な状態を維持しやすく、健康で美しく楽しい人生を全うできる基盤を作ること」です。

もし、あなたの歯並び噛み合わせやお口元に、不安や悩みがあるのなら、どんなことでも気軽に相談してみてください。そうした子どもたちを支えていらっしゃる保護者の方や、身近にいっしょやる方も、子どもたちの未来のために、安心してご相談ください。

<http://www.jpao.jp/15news/1505support-project/26.html>

### 新しい視点をもった医療観を患者さんと医療者が相互にもつ

- 1 医療の中心に 人としての個人をすえていること
- 2 人の生涯を通じて、継続した支援をすること
- 3 身体的(パイオ)・精神的(サイコ)・社会的(ソーシャル)な背景をもつ 人に、顎口腔系を介入の窓口とした、健康生活の支援をすること(メンターmentor [良き助言者] の役割)
- 4 患者の 語り としての症状や病いを理解すること

「患者中心の歯科医療」という言葉では表しきれない概念

## 口 腔 成 育

### 「NPO法人レスキューストックヤード」に学ぶ支援のあり方

- 経験・教訓・専門知識から見通す「半歩前」の支援
- 個々の実情に応じた「痒いところに手が届く」支援
- 即断即決ただちに行動するスピード感
- 共に歩み「いつも何でも相談できる」信頼関係
- 外部からの各種補給ルートの確保
- 行政も他専門職も巻き込むネットワーク作り
- 支援者が疲弊しない運営システム
- 「支援するとは、支援する側に大きな力をもたらす」ことを知っている前向きさ

### 震災で親を亡くした子どもの治療に当たる基本姿勢

- 震災で親を亡くした子どもは、不正咬合にとどまらず多くの問題点を抱えながら必死で生きている。その保護者もまた、被災者でありトラウマ反応やストレスを持っている。
- よって、患者を受け入れるときには、他の専門職との連携が必須。それを模索しながら、矯正歯科治療の進め方にもアレンジを加えながら、その患者と家族の生命や生活丸ごとを支える姿勢であたっている。
- 対象者はすべて、心理的環境的問題を抱えていることをよく理解し、対象者と保護者の悲しみを共有しながら最大限のサポートをしたい。
- 矯正歯科専門医の矜持をもって、彼らの治療を全うし、彼らの人生の基盤を整え、強くしなやかに生きられるよう、全力で臨む決意で診療にあたっている。

東日本大震災の被災地はあまりに広大で、被災の形も被災者の数だけある。だからこそ、被災者一人ひとりの、その時期のニーズを尊重した支援を継続し、その経験と教訓を積み重ね、次の防災・被災者支援に活かしたい。



書家 金澤翔子さん 『祈り』



奇跡の一本松

## 報告Ⅲ 法律の領域から

# “震災で親権者を失った子どもたちに 《未成年後見人》として関わっている 「弁護士」からの報告”

弁護士法人青葉法律事務所 弁護士

花島 伸行 氏

### 講師プロフィール

#### <略歴>

平成3年 東京大学法学部卒業

平成9年 弁護士登録(仙台弁護士会)

平成14年 弁護士法人青葉法律事務所パートナー  
(現在に至る)

#### <主な経歴>

日弁連子どもの権利委員会副委員長

日弁連全面的国選付添人制度実現本部事務局次長

仙台弁護士会子どもの権利委員会委員長

仙台弁護士会副会長(平成21年度)



## はじめに【スライド1枚目】

弁護士の花鳥と申します。よろしくお願いいたします。今日は3人とも比較的長いタイトルで説明的につけておりますが、私のお話は、震災で親権者を亡くした子どもたちに、未成年後見人として関わっている弁護士の立場からご報告を申し上げたいと思います。

とはいえ、私もプライベートでは、中学3年生の息子がいて、畠山さんのところをお願いしていたらよかったのかなとか、あるいは中一の娘がいて、やっぱり歯の矯正をしていて、伊藤先生のところには繋がらなかったのですが、色々な思いを持ちながら一父親としても、先生方のお話を聞かせて頂きました。

それで、私には実の子ども2人以外に、震災で親権者を亡くした子どもさんの未成年後見人として関わっているお子さんが2人おります。実は、先週の金曜日に、もうお二人、双子の中学生の未成年後見人の役割もお引き受けすることになったので、都合6人の娘・息子と、どれだけの関わりをできるかわからないですけれども、長い関わりになるなというふうに思っております。

スライドに「弁護士法人」と書いてあるように、5人の弁護士でやっている事務所なのですけれども、後見人の仕事は、皆で代わる代わるやるわけにはいきませんので、私がこの案件についてはマンツーマンで対応している形になります。大きな企業の案件ですと、同僚の弁護士とタッグを組んで担当したりすることはあるのですけれども、子どもの立場から言うと、関わる大人が次々変わるのを避けなきゃいけないというところも、後見人の関わり的大事なところかなと思っております。

## 両親に養育してもらえない子ども【スライド2枚目】

「両親に養育してもらえない子ども」というのが、震災の前も後も、震災が原因であろうがなかろうがいるわけで、それがどういう原因かということは皆さん大体思いつくと思うのですね。大きく分けると、親と死に別れたか、生き別れたかということですよ。親御さんと死に別れたというのは、今回の震災で生命を落とされて震災孤児になったというパターンが当てはまるわけですが、このスライドの「イ」のほうに書いてあるのは、親に虐待を受けて、実の親でも、その親御さんのもとに子どもさんを置いておくわけにはいかないということで、親子分離、親と子を引き離して、社会の側で子どもの面倒を見ると。あるいは、棄児、捨て子というのがありますね。生まれて育てられない赤ちゃんを、産婦人科の病院のポストに入れるというのが九州のほうでありますよね。そういった子どもさんについても両親に養育してもらえないので、その子を誰が育てていくのかというのは社会全体の問題というふう

に捉えることができるわけです。

先程の伊藤先生の事例の中にも、離婚後、ひとり親で子どもを育てている家庭、お父さんと子どもさん、お母さんと子どもさん、というパターンがあるわけですが、今回の震災でも、そのひとり親で育てていた親御さんが、震災で生命を失ってしまうというパターンも見られました。皆さん、そういった場合に、その子の目線から見たときに、その亡くなった親の代わりに誰に養育してもらえば良いかということ、どういうふうにお考えになりますか。

離婚したということは、一緒に暮らしていなかったお父さんお母さんが別に元気でいらっしゃる場合もありますよね。でも、多くの場合は、色々なトラブルを抱えて、別れ別れになっていると、一緒にいたお母さんが亡くなったからといって、実のお父さんがまたすぐ一緒に暮らそうとなっても、なかなか上手くいかないのが実情でして、そういった場合も、では誰が面倒を見るのかというのが法律的に問題になってくるわけです。

### **親代わりを必要とする事情【スライド3枚目】**

親御さんが亡くなって、親代わりが必要な事情というのが、子どもの側から見たらどういふことがあるかということなのですが、今日先生方の話にも色々出てきましたが、その子の目線から見たときに、まず身の回りの世話を誰がしてくれるか。年齢が低ければ低いほど、衣食住をどういふふうに構ってもらえるか。それから、学齢期の子どもであれば義務教育ですね。義務教育って、子どもが学校に行く義務があるわけではなくて、親が学齢期の子どもを学校に通わせる義務を負っているわけですが、その義務を果たす親御さんが亡くなってしまった場合に、その子に教育を受けるチャンスをどういふふうに保障していくか。これも全ての子どもに当てはまる問題といえるわけです。

経済的な支援、衣食住とか教育に関わる費用が、どこから出てくるか。どこからも出てこないという話が先ほどから出ておりますが、そういった場合には、子どもさんに直接生活保護費を受給させる必要があるのかというような問題も実は出てまいります。年齢が低ければ、小学生に生活保護費を渡して、これで生活しなさいというのはありえないわけですが、18歳、19歳という年齢の高い未成年者の場合には、実際に生活保護を自分で受けて、アパートを借りて自活しているという子がこの世には実は沢山いるんですね。

それから、全ての子どもに当てはまるとは限りませんが、実は自分以外のヒト（他人）またはモノ（物）との関わりを実際に処理しなければいけない。これはトラブルに限りませんが、処理すべき関係というものが色々あるお子さんがいらっしゃるわけです。私自身のことを考えると、未成年の頃に法律的な関係で誰かと債権債務の関係や物を引き継ぐ関係ということは、幸か不幸か全くありませんでした。しかし、実際に親御さんが亡くなった後、相続をすることを考えれば、他人に対してお金を払わなければならない責任を引き継ぐ人もいますし、管理していた不動産を引き継ぐということも出てくるわけで、そういった場合に

は子どもが自分ではできないわけですね。衣食住や教育の世話をしてもらう以外に、そういった権利に関する事柄を処理する必要があるって、これもやはり親代わりがないと困ることの中身になるわけです。

それで、保険金を請求する、それから自分の財産を管理したり売ったりする、こういうことは、子どもには自分ではできないわけですね。保険会社のほうも、保険金をちゃんと相手が受け取ってくれたという記録がないと困るわけです。先ほどのレポートにも親族の代表にお金を払ってしまっただけで、その後どういう管理がされているかわからない事例があるというご紹介がありましたけれども、正に保険会社もそういうことになるって困るので、やはり窓口になる親代わりの人を決めてからでないと安心して払えませんということになるわけですね。逆に、親御さんが残した借金などがあれば、それを整理する必要があります。私が担当しているケースでも、親御さんがやっていた会社の整理までする必要があったケースもございます。

それから、「親族からの金銭回収」というのはちょっと申し上げにくいですが、震災後一緒に生活してくる中で、取り分けて子どもの財産を管理しなければいけなかったはずなのだけでも、財布がちょっとごっちゃになってしまっただけで、周りの大人がそれを使ってしまったと。裁判所のほうから見ると、それは管理の不行き届きがあるから、この弁護士さんに後見人として取り返してもらいなさいとなるのですけれども、それはなかなか簡単ではありません。それから、子どもが大きくなるにしたがって、新しい契約を子どもの名前でしたいということが出てくるわけですよ。携帯電話を自分の名前で持ちたい、あるいは、自分でアパートを契約して、そこで生活しなければいけないという話。高校や大学に進学するというのも、これは法律的には契約なのですね。「在学契約」といいますけれどね。この期間、これだけの授業料を払えば、ここでこういう教育を受けられるという契約をするわけです。これは、義務教育と違うところですね。こういったことについて、本人が「こうしたい」ということに、親代わりが「いいよ」と同意する必要がありますね。よく携帯電話が欲しくて、親に内緒で契約に行く子というのがいるのです。携帯電話の会社も今、競争が激しいので、チェックがどんどん緩くなっています。昔は、「親御さんを一緒に連れてきなさい」と言ったのです。次は、「親のサインをもらってらっしゃい」というと、偽造はできますね。自分で書いたり、友達に書いてもらったり。最近は、未成年の方だけが来ても「それで良いですよ」というショップも出てきている状態です。親の同意が無くって行った契約というのは、本来、後からわかれば、「あれは契約すべきでなかった」となれば、取り消すことが出来るという形で子どもを守っているのです。ただ、なかなか取り消される事例も無いだろうと踏んで、売上を伸ばすには子どもだけでも契約に応じるというショップがある訳です。けれども、法律では、親が同意をする、あるいは親が本人の代わりに代理人として契約するというのが子どもを守る仕組みになっているわけで、そういった親代わりも必要になるわけです。



## 親の代わりをする大人【スライド4枚目】

では、親の代わりをする大人というのは、実際どこからどう手当がされるかということですね。先ほどのお二人のお話には、おじさん、おばさん、おじいちゃん、おばあちゃんといった親族の方が実際に面倒を見ているというケースが沢山紹介をされていましたが、ちょっと大きな括りで世の中の仕組みがどうなっているかということをご紹介すると、「ア」の社会的養護は、社会全体で親の亡くなった子の生活を見ていこうという考えで、これは社会福祉、児童福祉の考え方です。法律で言うと、児童福祉法という福祉にまつわる法律で規定をされています。それから私がやらせていただいているのが、「イ」の未成年後見人というほうですね。これは、今までの親御さんが亡くなった後の、親の後任者というような考え方になるかと思います。未成年者というのは、大人であれば100%できることを、ひとりでは出来ない、親に同意してもらうか、親に代わりにサインしてもらわないと、大人と同じことができないという建前になっているので、その子どもの権利の行使を代わりにするというイメージです。そうすると、ちょっと硬い言葉ですけども、「ア」のほうに書いてあるものは、先ほどのスライド(3枚目)でいうと、上の「ア 身の回りの世話」に相当するのです。身の回りの世話ってというのは待ったなしで必要ですよ。震災で、実際に親御さんが亡くなったその日の晩から身の回りの世話を誰がするのか?という問題になったはず。身の回りの世話を難しい四字熟語で「身上監護」と言っておりますが、社会的養護では、世の中がすぐに切れ目なく、手助けをしてあげなければならないという考え方で動いてるわけで、それは、実際には児童養護施設に入所したお子さんであれば、職員さんがその親代わりをスタートするわけですし、里親さんに預けられれば、里親さんが親代わりになるわけです。

もちろん、そこに至るまでの手続きや何かでタイムラグはありますし、実際、今回の震災でも避難所に長く居て、施設に行くまでに時間がかかったケースがありますけれども、そういう形で、子どもに対する義務を社会がみんなで果たして行こうよという子育ての感覚です。

それに対して、「イ」のほうは財産管理がどうしても中心になります。先程も言った、自分以外の人とか物の関係、法律関係ですね。こういったものについて処理をするということについては、未成年後見人が新たに選ばれて、親代わりをやっていくと。大きく分けると、こういう二つのシステムがあって、「イ」のほうは、民法という法律で規定されていて、もともと「ア」の社会的な養護ということと、「イ」の未成年後見人というのは別々の制度になっているわけです。それで、「イ」のほうの親代わりのところを見ていただくと、どういう人が担うかという例は、親族もありますし、私のような弁護士や司法書士や税理士といった専門職が担うこともあります。

さて、親代わりになりましたとあって、その人に任せられるといいのですけれども、私もちゃんとするかどうかというのは保障がないですね。そのお子さんと今まで一緒に生きてきたわけでも何でも無い、いざ担当しなさいといった時に、この人が未成年後見人としてちゃ

んとその子のためになるような親代わりを果たすかどうかということを経済裁判所が監督するという制度になっています。あるいは、私を監督するための後見監督人という別の人を選ぶということもできる制度になっています。専門職がやるときには、その人をさらに監督する人までダブルでつけるということはしませんので、私を監督するのは仙台家庭裁判所です。仙台家庭裁判所に常に見張られているということですね。それは、子どものためにそういうことをしないと、子どもの財産を使い込んだりすることが現に起きているから、それは必要な監督ということになります。

皆さん、成年後見というのは聞いたことがありますか。認知症などで自分の判断能力がなくなってしまった場合に、その人の代わりに施設のお金を払ったり、あるいは、もう住めなくなった不動産を処分したりというようなことをやるのが、成年後見人です。実は、成年後見人というのは、今まで100%の力があつた方が、高齢になる、あるいは病気になる、判断能力がちょっと落ちた人、かなり落ちた人、全部落ちて0になった人と、色々程度があるわけですね。よく、子どもが大人になってまた「子ども返りする」と、昔の人は上手いこと言つたなと思いますけれども、子どもから大人になる時期と、大人で、最後、能力がちょっと落ちてきた時期に、後見人がそれぞれつくような法律の制度になっているのですが、大人の後見人というのは欠けた部分だけワンポイントリリーフで支援する人がつけられます。たとえば、この財産を売る時だけ手助けする人を選んで欲しいというのと、その仕事が終わるとその人が外れて、また、元のとおり、自分で自分のことを全部判断できる状態に戻るといふのがあるのですが、未成年の場合は、そういうわけにはいかないのです。そうやってもいいんじゃないかなという、しっかりしたお子さんもいますよね。18歳になったので、本人に任せて、私はもう一切やらなくていいかなと思うこともあるのですが、法律では20歳までといふのは一括りにまとめられているので、そこは逆に言うと、後見人の権限が広いということですね。お年寄りの成年後見人をやっている場合は、いくら施設に入っても、それまで住んでいた不動産を売ってお金に変えるという場合には、必ず家庭裁判所の許可がないとできないことになっていますが、未成年後見人の場合には、そういう一つ一つの許可は要らないという建前になっています。私が担当しているお子さんに関しても、もうこれ以上このエリアには住むための建物は立ててはいけないという場合には、そこを仕方なく売却するという手続きがありました。そういうことも、子どもの利益になるということで私はやっているわけですが、権限がすごく広い。その分、裁判所が監督しているという建前になっているわけです。

誰が親なのか、誰が親権者なのかということの説明すると色々細かくあるのですけれども、もう一つ、皆さんに紹介したいのは、法律が決めている親というものと、遺伝子が繋がっている親——DNA鑑定すると、実はこの人とこの人の精子と卵子で生まれた子どもだと明らかになった親——とが分かれるケースがあるといふのは、皆さん、最高裁判所の判例が出た

りして聞いていますよね。どう感じましたか？ 裁判所の判断というのは、血のつながりを持っている人を必ずしも親として認めない。法律上、父親と決められた人が父親であって、DNA 鑑定で、実は生物学上の父とは違うということが分かって、そちらを父親として切り替えることはしないという判断だった。それはおかしいという人が多かった。マスコミもそうですよ。血の繋がっているのがわかっているのに、どうしてそっちに切り替えないの？ という議論が多かったのです。でも、子どもと関わっている私たちの感覚は逆です。生まれた時にその子から見て誰がパパかというのがしっかりわからないことほど不安定な人生はないわけです。法律というのはそれを決めてあげることが、基本的な、非常に大事な役割なわけです。

余程の理由がない限り、それは変えちゃいかんのですね。それは、実際に不倫した相手の子だったかどうかということで決められては、子どもが困るわけです。だから、子どもにとって誰がパパかということのルールが決まっていて、そのルールの例外に当たらない限りは、その人をパパとして扱っていくことが、子どもの幸せになるのだと。そうコロコロと、ああこのパパは実は嘘でこっちというふうにされてしまうと子どもがかわいそうだというのが法律の立て付けなので、世間の受け止めとのギャップを非常に感じるところで。ただ、私が親代わりをしていて、やはり血は血で大事だなとは思いますが、子どもの側から見ると、今どんな大人が周りにいるかこそが大事だなということを非常に感じますね。だから、「産みの親より育ての親」という言葉もありますけれども、子どもの目線から言うと、そういう点も、社会・世の中で血の繋がっていない大人が関わる時には大事な視点かなと思っています。

社会的養護ということで言われている施設のバラエティとしては、乳児院、児童養護施設というのがあり、児童養護施設というのは昔でいう孤児院ですね。それから情緒障害児短期治療施設。児童自立支援施設は非行があるような子が行くところですね。それから、お母さんと子どもがDVの夫から逃れてきて入るようなのが母子生活支援施設、それから独り立ちするために自立援助ホームなどを利用するお子さんもいます。こういう形で子どもの居場所、家庭以外の居場所で過ごしている子どもが沢山いるのですね。施設より家庭的な環境である里親さんというのは、普通の家庭の中で食卓を囲んで寝起きをするということで、なるべく、大きな施設から、小さな家庭的な環境で社会としての子育てをしていく方向に切り替えていきたいと思いますというのが今の大きなトレンドです。これが児童福祉、社会的養護の流れというわけです。

## 親権から見た関係制度の比較【スライド5枚目】

この表はちょっと見づらいのですが、今ご紹介した里親さんとか、児童養護施設に入っているお子さんと、それから、そのお子さんに未成年後見人という役割の親代わりがいついてるときに、何ができて、何ができないかということを表にまとめたものです。ちょっ

と見にくいので、一点だけ紹介させてください。「親権」の欄をご覧ください。「未成年後見人」は親代わりなので、財産管理や子どもに代わって代理で契約をすることがパーフェクトにできるという立て付けになっているのですね。それに対して、施設に入っているお子さんを預かっている「施設長」あるいは「里親」さんは、身の回りの世話はするのが役割ですが、それを超えて、契約書に代わりにサインをすとか、あるいは財産の処分をすとか、そういう法律行為、財産管理はできないということになっているのですね。右側には×が付いていて、左側の未成年後見人のほうには○がついている。未成年後見人がいると、こういうことができる。逆に言うと、その×を埋めるために、施設に入っているお子さんでも、未成年後見人が別途必要になるというケースもあるわけです。

### 親代わりの必要性を判断するのは誰か【スライド6枚目】

親代わりが必要かどうかというのを誰が判断してくれるかというのも、実は子どもの側からすると深刻な話で、児童相談所がちゃんと動いてくれれば、「社会的養護」ということになります。それから、「未成年後見人」については、親族が申し立てるケースがあるというのをご紹介いたしましたが、児童相談所の所長も必要なケースでは申し立てをする権限が認められていますし、むしろしなければならないということになっています。

そして、さらに言うと、家庭裁判所がそれをOKという後見人選任の決定をして初めてスタートするので、どうしてもタイムラグが空くわけですね。実際に、今までの話からではわかりづらかったかもしれませんが、身の回りの世話は、児童相談所が保護して、施設や里親さんとの生活がスタートしていたお子さんでも、未成年後見人がついていてどうかというのはケースバイケースになっています。それはなぜかというと、実際に、身の回りのことが今満足していれば、さらに法律的なことを処理する後見人をつけるところまでの必要はないのではないかと考えるからです。余程の事情があって初めて、申し立てを検討するという傾向が強いので、すべての震災孤児の方に後見人がついていてはなくて、今も同じ事情が続いているはずですが、しかし、それは、データはないんですよ。全部、いちいちつき合わせるようなデータはありませんので。宮城県では、児童相談所の所長さんの名前で、未成年後見人をこの子につける必要がある、この子は児童養護施設・乳児院に居るけれども、後見人も必要だ、ということで動いたケースというのは、私が知っている限り、最近私が選任を受けたケースを含めて、2



件くらいしか、まだ実例は聞いていません。

それで、一人目として親族の後見人がついていて、心配だから二人目をつけましょうというときは、申し立ては必要ないんですね。むしろ家庭裁判所がおせっかいでつけてくれるのです。

ただ、これも、実際に先に後見人をやっている親族の方の言われ方によってはトラブルになります。おわかりになりますよね。「あなたじゃちょっと頼りないからもう一人つけるよ」とか、「あなたがお金の管理をちゃんとやってないかもしれないから、もう一人つけるよ」と言われると、今までの苦労はなんだったの？という話になって、実際にそういうトラブルやご相談もありますが、家庭裁判所は、使い込みがされないように監督するという立場でやっているというような説明をしています。

### **親代わりが必要な子どもでも未成年後見人が選任されない理由【スライド7枚目】**

親代わりが必要だけでも、後見人が選ばれない子どもがなぜいるか、ということをもう一度別の形で申し上げると、未成年後見人を、私を含めて、他人に頼む時にはやはり費用が発生します。その費用は国からは出ません。管理をしているその子どもの財産の一部をお手当として、裁判所が認めた額だけ取り分けて、しかも後払いでもらえるという形になっているだけです。逆に言うと、財産を持っていないと管理する必要もないから、その子に未成年後見人を付ける必要はないよねということで終わってしまうということですね。また、社会的養護で里親さんに実際にもう預けられているとか、施設に入っていると、それだけで十分だよ、後見人まで必要ない、不足がないということで選任されないというパターン。この2つが考えられます。

### **制度の狭間で【スライド8枚目】**

その制度を埋める谷間を色々と私の経験では考えさせられたというのが、この5年間の活動です。社会的養護では、親権代行という形で、財産管理とか契約ごとをすることはできないというのが先ほど表【スライド5枚目】でご紹介した通りです。

逆に、未成年後見人は親代わりだとは言っても、私の例でわかるように、必ずしも一緒の屋根の下には住んでいません。普段の生活は、お兄さんであったり、施設の職員であったりが、色々と身の回りの世話をしてくれている中で、どう関わるかということになるわけで。そこは、どこまでのことが期待されているかという役割にもよるんですが、裁判所は割とドライで、「財産管理だけしっかりやっていただければ大丈夫ですから、簡単ですから」と言うのです。私が1件目で引き受けた事案なんかは、「2、3年したらほとぼりが醒めて、親族の方から私がやってもいいと手が挙がるから、先生、1、2年の我慢ですよ」と本当に言われたんですよ。でも無理だと思います。成人するまで、私がたぶんやることになると思います。

そういったこともあって、身の回りの世話をしている担い手と、私のような後見人がどう協働して、子どもの成長・発達を支えていくかということが非常に大事なポイントとなっています。

### 【スライド9枚目】

実際、かなり高齢になっていた、大抵はその方も被災者だったりする、おじいちゃんおばあちゃんが、まず親族ではあっても里親という形で、孫や姪っ子、甥っ子を預かって養育をスタートさせ、さらに必要があれば、後から自分を後見人にしてくれと言って、両方の役割を兼任する形になった。これは、実は私とか、当時の中央児童相談所の所長が、まずこれでいくしかないよねと考えて、こういうふうな形にアドバイスしていったのですが。今思うのは、この親族里親兼未成年後見人という形がベストチョイスだったのかということは、わかりません。身近な親族の方に負担がかかりすぎているのではないかということが、今非常に問題としてはクローズアップされていて、このまま走るの危険な状態にきているペアもあると思います。

それから、里親と未成年後見人とで制度が違うことについて相談できる機会がないということで、S-チルさんと企画して色々勉強会をしたりさせていただいたというところがあります。

そして、家庭裁判所は先程も紹介したとおり、財産が守られて横領されないことが大事という視点でどうしても関わるので、おせっかいで、職権で、追加で選任したりするけれども、それがうまくいっているかどうかというのは問題です。私の勉強会の内容を逐語で反訳していただいて、S-チルさんが報告書にまとめてくださった冊子がありますので、ご興味のある方はお読みください。

### 専門職未成年後見人の悩み【スライド10枚目】

私のような専門職の悩みとしては、今まで紹介したこと以外に、親代わりですので、私が後見人している子ども達が第三者の方々に迷惑をかけたときに、私に監督責任がかかるということが可能性としてはあるのです。去年、これも話題になりましたね、サッカーボールを学校の校庭で蹴っていたら、フェンスを飛び越えて、外を走っていた85歳の男性のバイクにぶつかって、怪我して、最終的に何日かしてその方が亡くなってしまった時に、親御さんに賠償責任が認められた裁判が、最終的に最高裁でようやくひっくり返って、そこまでの予想は出来なかったから、親御さんの責任はないよねという話に落ち着きました。裁判所が右行ったり左行ったりするくらい悩むというのは、やはり監督責任というルールがある以上、それで裁判が出ればそれを審理する必要があるからですね。私も保険に入っています。私の経費で掛けています。自分の子が他所で人に迷惑掛けた時の賠償責任に入っているのと同じ

ように、これは弁護士の仕事の中でお客様に迷惑を掛けたときの賠償責任保険、これは弁護士賠償責任保険というのですが、その保険のオプションで未成年後見の何かあったときということが入っています。

それから、プライバシー情報は、弁護士と一般の人とで区別はありませんので、私が実は花鳥という名前ではなくて、じゃんけんで負けて〇〇さんと結婚して、戸籍上は〇〇だということが、子どもの戸籍を見ると全部分かってしまいます。私の戸籍の筆頭者は私の妻なのです。その戸籍にちょこっと入れてもらっているというのが私なので、プライバシーとか、全部、子どもの戸籍で丸分かりです。いや、だから悪いとは僕は思っていますが、それが嫌だと思って、それで、こういう仕事を引き受けない弁護士も実際にいるわけですね。

やはり亡くなった両親双方の親族にトラブル性が高いと、あの弁護士が、逆に財産を横取りするのではないかと考えて、弁護士のほうを攻めにくるような親族もいるのです。さらに、そもそも色々とトラブルを解決してあげないといけないような子はいっぱいいるのですけれども、報酬が取り分けられるような財産がない子には報酬の出処がないということで、頼む方も頼みづらいし、引き受ける方も引き受けづらいということで、後見人がつかなかった子たちがいるのですが。児童相談所の所長さんが申し立てた事件に限って、報酬を月額2万円程度見るという事業が、ようやく宮城県でも昨年事業化されましたので、これだけでもあると非常に助かるなというのはありますが、それ以外の事件についてはどこからもお金が出ないので、いま日弁連と厚労省との間で、やはり、他人に仕事として依頼する場合の費用というのは国費で裏付けるような制度が最終的には必要ではないかという協議をしたりしています。

## おわりに【スライド 11 枚目】

最後に、今日ご紹介したように、未成年後見という制度と社会的な養護という制度の関係は別々に発達してきたものなので、そこを調整することがこれからの課題になっています。対象年齢も、民法は今、20歳です。児童福祉法は、18歳で原則施設などを出なければなりません。そうした対象年齢の違いがあったりして、必ずしも、平仄の合った制度にはなっていませんが、それでもお互いに連携をしたり、役割分担をすることが子どもの目線からすると非常に大事なのではないかと思っています。施設で大きくなってアパートを借りることになった子も、色々制約はあったけれども、私が何回も施設に通って担当の先生とお話して、施設側の苦勞とこの子の苦勞を橋渡しして、わかってもらって、付かなくていい嘘をついてもらったりもして・・・、そういうことはマニュアル化できないものなのです。そういうところはやはり連携が必要かなと思っています。これも言うとな怒られるのですが、成年後見というのは、大体その方が亡くなって終わるわけですね。未成年後見人の場合は、20歳になって、管理してきた財産をバトンタッチして、そこからその子の大人の人生が始まるの

です。だから未成年後見の場合には、終わったあとの関係を見据えて、その子がひとりで暮らしていけるような、正に自分の子育てと同じように、ひとりで、自分で判断し、困ったときには周りの人に相談をし、自分のやりたい人生を選んでやっていくという、そういう人になってくれるような自立支援をやらなければならない。だから、施設を出てアパートを借りたさきほどの子についても、お金の使い方の練習が4月から始まると思います。1ヶ月いくらかで暮らせるかというところをやりはじめながら、そういうことを身につけてもらうことも。そのようなことは法律には書いていません。身上監護でも財産管理でもどっちでもないような気がしますが、それがないとその子は生きていけないし、それは身につけて欲しいと思うわけですね。でも、私ひとりでは限界があります。これから施設を出て、相談できる人が逆に少なくなる中で、その子の支援チームというのをどういうふうに考えていかななくてはならないかということを私は今、模索をしているところです。

そういった中、今、民法の成年年齢20歳を18歳に下げられるかもしれないと言われているのを皆さんご存知ですか。今年から選挙が18歳で出来るようになったじゃないですか。民法で大人扱いするのも、それに合わせて18歳に下げるのが良いのではないかというのも、だいぶ前から法制審議会で見解が出ているのです。それが形になる日がもしかしたらもっと早く来るかもしれません。そうしたら、未成年後見人の役割も、民法で、18歳で終わりです。あと2年付き合っただけで、色々覚えてもらえるなと思っていたのを、18歳でサヨナラになったらどうなっちゃうでしょうね。私は20歳のままであってほしいなと思いますが、18歳になったら、それはそれで本当に制度の外でお付き合いするという覚悟を決めないといけなかなと思っていますが、それは制度としては間違っているかなと。個人のプロボノのお話がありましたけれども、個人で出来ることは、とても本当に小さいなというのが私の実感です。以上です。



# 「震災で親権者を失った子どもたちに《未成年後見人》として関わっている「弁護士」からの報告」

弁護士法人青葉法律事務所  
弁護士 花 島 伸 行

## 1 両親に養育してもらえない子ども

- ア 親の死亡(死別)
- イ 親の虐待等を理由とする親子分離・棄児(生別)

## 2 親代わりを必要とする事情

- ア 身の回りの世話(衣食住)・・・すべての子ども
  - イ 自分以外のヒトやモノとの関係の処理  
・・・処理すべき関係のある子どものみ？
- ⇒ ①プラス:保険金の請求、財産の管理処分、遺産分割など  
②マイナス:相続放棄、債務の履行・整理、親族からの金銭回収など  
③新たな契約(携帯電話、住居、学校など)への「同意」

## 3 親の代わりをする大人

- ※「親」・・・親権者(実父母or養父母)
- ※「親権」・・・①身上監護権、②財産管理権、③法定代理権
- ア **社会的養護**(児童福祉)・・・身上監護中心  
例:児童養護施設(の職員)、里親  
⇒(親の権利は背景に置き、子どもへの義務を社会が果たす、というイメージ)
- イ **未成年後見人**(私権の行使)・・・財産管理中心  
例:親族、弁護士等の専門職  
⇒(子どもの私法上の権利を、親以外の大人が代行して保護する、というイメージ)

■親権からみた関係制度の比較(平成23年改正後)

| 関わる大人    | 親族                            | 未成年後見人                                    | 児童福祉施設                               | 里親                                    | 児童                                    | 児童                                    |
|----------|-------------------------------|---|--------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 親権       | あり                            | なし  | あり                                   | あり                                    | あり                                    | なし                                    |
| 親権       | あり                            | あり  | あり                                   | あり                                    | あり                                    | なし                                    |
| 要件       | 民法<br>親権<br>親権を失う者が<br>要請すること | 民法<br>親権を失う者が<br>要請すること                   | 児童福祉法<br>【自治体要請】<br>親権者なし            | 児童福祉法<br>【自治体要請】<br>親権者なし             | 児童福祉法<br>【自治体要請】<br>親権者なし             | 児童福祉法<br>【自治体要請】<br>親権者なし             |
| 子続       | 親族の<br>許可                     | 親族の決定<br>【未成年後見人】<br>【未成年後見人】<br>【未成年後見人】 | 入所後<br>【児童福祉法】<br>【児童福祉法】<br>【児童福祉法】 | 一時保護<br>【児童福祉法】<br>【児童福祉法】<br>【児童福祉法】 | 一時保護<br>【児童福祉法】<br>【児童福祉法】<br>【児童福祉法】 | 一時保護<br>【児童福祉法】<br>【児童福祉法】<br>【児童福祉法】 |
| 親子関係(相続) | ○                             | ○   | ×                                    | ×                                     | ×                                     | ×                                     |
| 身上監護権    | ○                             | ○   | ○                                    | ○                                     | ○                                     | ○                                     |
| 財産管理権    | ○                             | ○   | ○                                    | ○                                     | ○                                     | ○                                     |
| 法定代理権    | ○                             | ○   | ○                                    | ○                                     | ○                                     | ○                                     |
| 終了       | ×                             | ×   | ×                                    | ×                                     | ×                                     | ×                                     |
| 費用・報酬    | ×                             | ×   | ×                                    | ×                                     | ×                                     | ×                                     |

○:あり、△:一部あり、×:なし、○△:一部あり、△×:一部なし

注1:身上監護権・・・監護・教育・形成権、費用決定権、職業許可権、親子縁組の代理  
注2:財産管理権・・・未成年者の財産からの支出、親権の行使(未成年の財産)・・・支出  
注3:法定代理権・・・法律行為(契約など)の代理、同意(一先こと教訓等)、不動産登記の代理

## 4 親代わりの必要性を判断するのは誰か

- ア **社会的養護**・・・児童相談所
- イ **未成年後見人**・・・親族、児童相談所長(請求権者)  
⇒子どもの近くにいる大人からみて、具体的に後見人を必要とする事情が生じて初めて未成年後見人選任の申立て(請求)を検討する傾向が強い(それ以外は、選任されず)。  
※宮城県では、児相長による未成年後見人選任申立ての実例に乏しい。  
※二人目については、家裁が職権で選任する傾向。

## 5 親代わりが必要な子どもでも未成年後見人が選任されない理由

- ア 財産を持たない未成年者  
(未成年後見人に付与すべき報酬の財源がない)
- イ 社会的養護下での親権代行で不足がないとされる児童

7

## 6 制度の狭間で・・・

- ア 社会的養護では  
親権を代行できないこともある。  
⇒親権者がいる場合の財産管理権・法定代理権の行使など
- イ 未成年後見人が  
身上監護を担えない(非同居)こともある。  
⇒後見制度(親権代行)と専門職後見人に期待される役割とのギャップ  
⇒身上監護の担い手との協働関係

8

## 6 制度の狭間で・・・

※東日本大震災では、祖父母や叔父叔母が「親族里親」となった後に、自ら「未成年後見人」に就任したケースが多い。

### 問題点

- ①両制度の違い等について相談できる機関がない。
- ②担い手が被災者・高齢の場合、事務処理等の負担が過大に。  
⇒「親族里親」未成年後見人はベスト・チョイスだったか？
- ③家裁が財産保全を理由に職権で専門職後見人を追加選任。  
⇒ 職権発動の仕方がポイント

9

## 7 専門職未成年後見人の悩み

- ア 監督者責任に基づく損害賠償責任を問われる可能性がある。  
⇒弁護士賠償責任保険の特約保険料を負担
- イ 本籍地・筆頭者(プライバシー情報)が被後見人の戸籍に記載される。  
⇒戸籍法の改正が必要
- ウ 報酬付与が見込めないケースの担い手を確保したい。  
⇒児相所長申立て事件と報酬補助事業(厚労省)
- エ 家裁の意向との調整・・・  
⇒選任の必要性、事前調整、後見制度支援信託の利用、報酬付与に関する判断

10

## 8 おわりに

- ア 未成年後見人制度(民法)と社会的養護(児童福祉法)の関係  
⇒専門職後見人の社会的養護への機能的接近？  
(連携・役割分担の必要性)
- イ 成年(成人)による後見終了とその後の関係  
⇒自立支援の観点の重要性と後見人の限界  
(支援チームの必要性)
- ウ 成年年齢引き下げの動きへの不安

11

## 質疑応答

加藤：これから皆様方のご意見、ご感想、ご質問にお答えをいただく様な形で進めていきたいと思えます。それでは畠山先生からお願いいたします。



畠山：では数分で、手短にお伝え申し上げますと、いくつも貴重なご意見いただきましてどうもありがとうございます。

3つに分かれる感じがしましたので、3つお答え申し上げます。

- ・1つ目が講師とマッチングどうするのかなってというお話、それから困りごとは何ですかというものと、あと連携はどういうふうにとっていますか、っていうのと、に触れられておりましたのでお答え申し上げます。

まずマッチングは、私たちの少し得意としている所でもありまして、講師の面接のときに適性検査を行います。パソコンで入力していただいて、保護者の方からもお子さんの様子を聞いて、システム上でのマッチングをまず図ります。さらにさっきの画面でもあったように、面接の担当者も見ながら、システム、プラス、人の目でできるだけ合うようにマッチングをいたします。しかしながら、相性が合わないということありますので、そのときは講師の交代なども承っております。

それから2つ目の困りごとは、この困りごとと連携っていうのは少し答えが共通している部分がありまして、私たちのところにいらしているお子さんの課題は、他の先生方からも出ていたように、学習だけではないのです。それに対して私たちアップルが全部できますと申すのは、かえって失礼になりますので、私たちができることを明確にしています。それは、学習支援だけです。学習支援をしっかりと行うことを明確にして、そしてできないことに関してはほかの機関や先生方をご紹介させていただいたり、私たちの連携先のS-チルさんはもちろん、多くの方々のご指導をいただきながら取り組んでおります次第です。

- ・もう1つ頂いていた複数のご意見としては、「これからも続けるんですか」っていうような内容です。

昨日東京の学会に参加させていただいたときに、「続けてらっしゃるんですね」と声をかけられました。私たちの会社がこれからも続けていきたいと思うのは、私たち自身も非常に学ばせていただくことが多いですし、やりがいもありますし、やる気も出ます。そしてやっぱり、目の前のお子さんがまだまだ高校受験や大学受験を控えていますので。そのお子さんたちが、自分たちがやりたいことが見つかると、そして結果が出るまでは必ず続けて学習支援

させていただきたいと考えております。以上です。

**加藤**：次に伊藤先生お願いいたします。

**伊藤**：たくさんのご質問やご意見をいただきまして、ありがとうございました。

・まず、**自宅避難の方々をどうやって知ったのかということ**です。

被災地に行って、避難所で皆さんとお話するときに、皆さんちゃんと教えてくださいました。「あそこにこういう人たちがいるから、この人たちも助けてあげて。」そういう方々からの情報をいただいて、そこまで行っていただいたり、行ったりしました。特に、保育所関係の支援団体なんかはそういう情報を得るのが上手でしたね。そういう方々の助けを借りました。

・それから、**歯科の領域を超えて支援事業をしている、そういうことは大変じゃないか、支援する側の支援はどうするんだってことも含めてですね、どんなサポート機関があるのかという質問**です。

これは、知っている情報、持っているつながりを、とにかく全面的に活用する。もう電話かけまくる、メール打ちまくる。「お願い、お願い、お願い」って。「今これが必要。」「次これが必要だからお願い。」っていうふうに言っていると、その外のほうで誰かと誰かがつながってくれるんですね。そういうふうにして、私のところに「こういうふうにしたから。」「こういうふうにするから。」「あの人、紹介してあげるから。」っていうふうに、つながっていききました。やっぱり皆さんあのときは自分も何かしたいと思っていたので、そういう連携がうまくいったと思います。今は日本臨床矯正歯科医会が中心になって、器材協議会や別の団体なんかともつながりながら、支援を続けているところです。

じゃあこういう支援を、震災孤児・遺児だけじゃなくて他の要因で遺児・孤児になった方や、他の理由で矯正治療が必要なんだけどお金が出せない方に対して支援が続けられるか、提供できるかっていうご質問もあります。現時点ではそういう事業はないのですけれども、日本臨床矯正歯科医会では別のプロボノ活動に展開できるように検討を始めているところです。国が行うかというご質問もありますが、国はしないと思います。なので、私たち現場の者がなんとか知恵を絞って、なんとかお金を捻出して、これから先頑張っていこうというふうに思っております。個人的なプロボノについては個人的に、私にご相談ください。

そういう歯科医院はたくさんあるんですか？というご質問ですけれども、こういうもので、団体とつながっていただけるかどうか、その団体がそういう支援をする組織であるかどうかということだと思います。こういう支援事業を行っているのは今のところ、日本臨床矯正歯科医会だけです。日本矯正歯科学会でもそのような事業はありません。残念ながら日本臨床矯正歯科医会の会員の診療所のみでしか、この支援を受けられないのが現状です。これから先、矯正歯科医会の活動が広がっていければ、またちょっと違う展開になるかもしれません。

・震災・被災者支援に歯科が関わるのかっていうことを、皆さんすごく疑問に思われていたようだなと感じました。

たぶん皆さん理解してくださったと思いますが、私たちは「生きる」ということを大切に  
する医療現場にいて、患者さんの生活を守る、育てるということが私たちの職域です。私  
たち歯科医師は一人ひとりの患者さんと一緒に生きていたいと思っています。そういうこと  
を理解していただき、そして私たちが一緒に生きなければいけない震災の遺児・孤児たちが  
いたら、ぜひ私たちにつなげていただきたいと思います。サポートする大人は1人でも多い方  
が良い、というふうに思いますので、ぜひそういう子たちを私のところにつなげていただ  
ければとお願いいたします。

**加藤**：最後に花島先生お願いいたします。

**花島**：はい、私にもたくさん、お言葉を皆さんから頂戴してありがとうございます。

「子ども自身にも、あなたには守られる権利があるのだよということを知ってもらう必要  
があるのじゃないか」というようなメッセージを頂き、全くそのように思います。周りの大  
人が、親代わりが必要かどうか適切に判断してくれているかという問題とつながる大事な問  
題だと思います。その意味では、後見人の選任に関するご質問をひとまとまりいただい  
ております。

・「後見人を選任する時に、子どもの側の意思は反映しますか」というご質問ですが

事実上反映はしておりません。私も、先週引き受けたのも含めて、事前の面接という制度  
がないものですから、お子さんと会う前に、もう決まって、決定が出てから会いに行くとい  
う流れになります。ですので、当然ですけれども、誰とでも相性が良く、コミュニケーション  
ができるという保証はありませんし、弁護士の後見人とコミュニケーションが上手く行っ  
ていないという例もあると聞いています。もっと言うと、子どものことに関わる仕事をする  
弁護士というのは私の知る限りでは少数派です。お子さんからは費用をいただけませんので、  
大きな企業とかお金持ちの大人の事件のほうが儲かるのでしょうか。きっとね。ですけれど  
も、そうした意味では、社会として子どもの世話をするチームの一員として、弁護士の専門  
性を生かして、遣り甲斐を感じる弁護士がやはり担い手になっていくのだと思うのですけれ  
ども、なかなかそういう弁護士とのマッチングだけでは上手くいっていない。今、弁護士会  
では、研修を受けて、子どものことにきちんと理解や力量のある弁護士の名簿から選ぶとい  
う形にはしていますけれども、なった後のチェックというところまで細かく弁護士会が監督  
するかとなると、そうではない制度になっているので、なかなか子どもの意思は反映されて  
いない。決まってから、どれだけ良い付き合いができるかががんばりどころかなというふう  
に思っております。

・「未成年後見人を辞めることができる要件を教えてください」というご質問もいただきました。

不祥事を起こせば解任されますが、上手く合わないからというようなことで言っても、裁判所は「まあまあ」と言って、「もう少し頑張ってみなさい」というのが関の山ですね。やはり後がまの後任者を、候補者を立てて、こちらを辞めていただいて、こちらにスイッチしていただくというところまでの手当てをして持ち込めば、裁判所も OK となるケースは逆にあると思うのですが、担い手をどこから見つけてくるかという問題に戻ってくるので、そういう方が見つからない限り、今決められた人がずっと成人するまで続くケースが多いのが実情です。

それから、後見人の担い手で、成年後見人については、市民後見人というのを増やそうという講座があるということをご存知の方が書いていらっしゃるのですが、「未成年後見人でも必要だと思いますか」という質問ですが、必要は必要だと私は思っております。

社会福祉の中でも児童福祉の関係に携わってこられて、子育てが一段落したというような方が、市民後見人の形で未成年の後見人もやるという世の中がくればいいと思いますが、それは、たぶん今の世の中のシステムでは、里親という形で、まず身の回りの世話をするために、児童相談所経由で預かるというほうが担ってきているわけですね。だから、里親の役割と、法律的な後見人の役割をどこで融合させるか、あるいは役割分担するかということを整理していくのが、これからの課題だろうと思っておりますので、市民後見人という形で、誰でもできるような方向に持っていけるかどうかという一抹の不安も一方ではございます。紛争性が高い中に飛び込んでいくということ、一般の方にさせていただくのはどうなのかなど。法人も未成年後見人をお引き受けすることができるようになったのですね。法律が変わって、社会福祉法人とか、NPO 法人でも。選任を受けている例は岡山にはあるのですけれども、そういう法人で引き受けられるというのは、余程のスタッフと、余程の経験と熱意があって、しかも、報酬が無くて、何とか寄付で、法人の中の事業費で何とか支えられるようなアイデアと腕前があるところで辛うじて可能なのであって、それ以外は法人も出来るようになったと言っても、簡単なことではないのです。その意味で担い手の問題としては、報酬の付与というのが見込めないケースというのはなかなか難しいけれども、厚労省のほうでやっている、先ほどの児童相談所の所長さんが申し立てたケースに手当てをつけるというのはもう少し広げることができないかなと思います。これは、どうしても国の予算の使い方の問題になってしまうので、自分の親に養育してもらえない子どもが世の中にいるのだ、その子にも、自分の成長・発達を社会が保証してあげるような日本にしたいな、という人が増えれば、そういうところにお金を使ってもいいのではないかという話になるのでしょうかけれども、それは後回しでいいのではないかという人が多いと、なかなかお金が行かないという状況になると思います。

・「震災の未成年後見人と一般の未成年後見人とで、何か違う点がありますか」というご質問をいただきました。

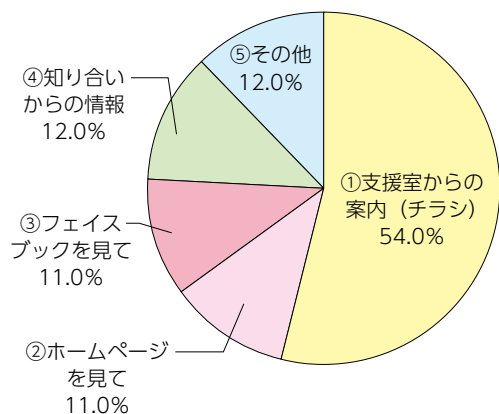
私は震災孤児の後見人の前に、そうではない、交通事故で両親が亡くなってしまったお子さんの後見人のケースも経験しております。震災がなくても後見人の制度は昔からありました。

やはり、弁護士の後見人をつける必要が高いほどのトラブルに巻き込まれていて、しかも、一定のお金が誰かから払ってもらえそうだとか、現に管理すべき財産があるという条件を満たす子どもがあまりなくて、周りの大人が「後見人を立てるまでの必要はないよね」と判断して、付いていなかっただけだと思うのですね。だから、そういった意味では、震災か交通事故かは私から見ると全く同じ問題だというふうに思っています。震災の問題が少し複雑にしたのは、弔慰金とか義援金とか支援金が、後見人が付く前にどんどん払わないといけないう状況で払ってしまって、後の管理が尻抜けになっている。こういうところが、この制度を考え直すポイントになったのではないかと考えております。以上です。

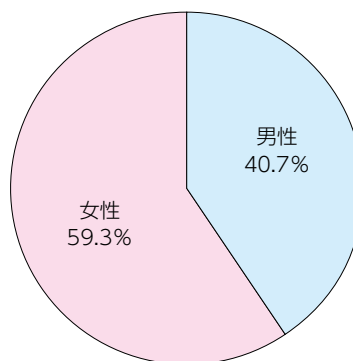


# アンケート結果(有効回答27名)

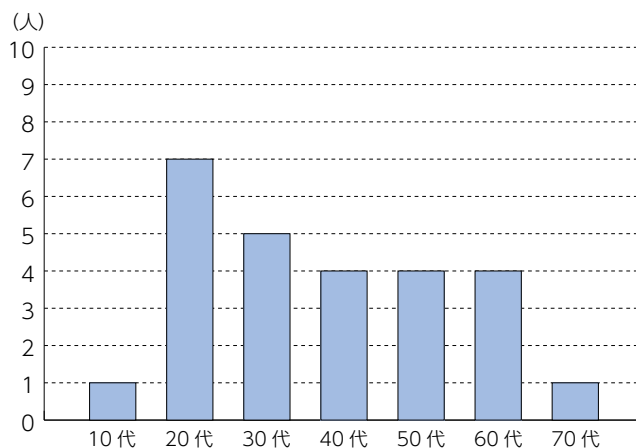
【質問1】 この度の研修会を知ったきっかけを教えてください



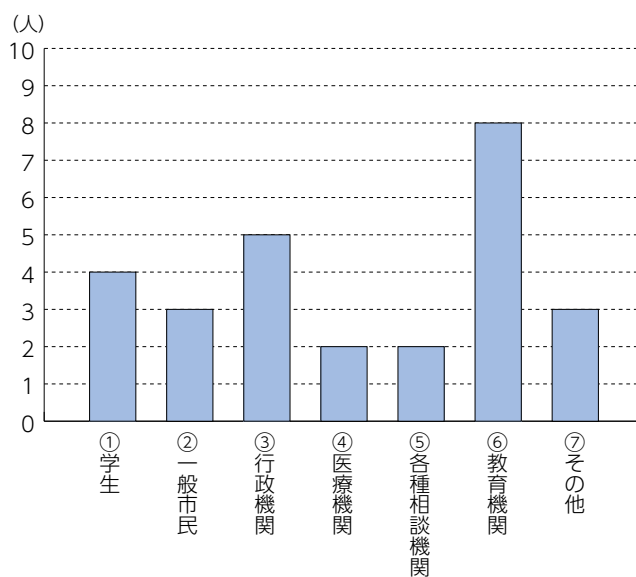
【質問2】 あなたの性別を教えてください



【質問3】 あなたの年齢を教えてください

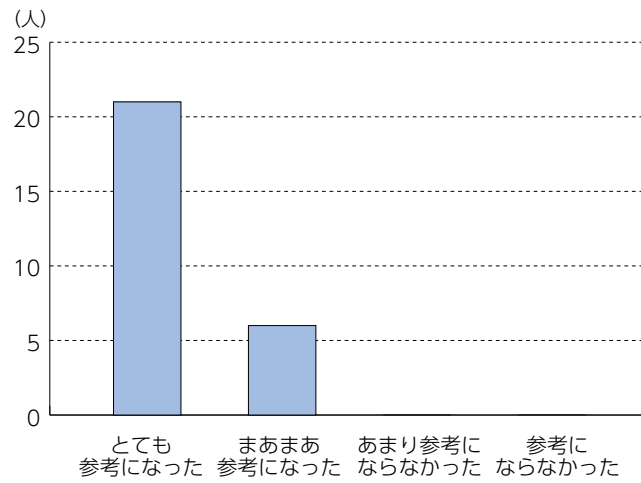


【質問4】 あなたのご所属(勤務先)を教えてください

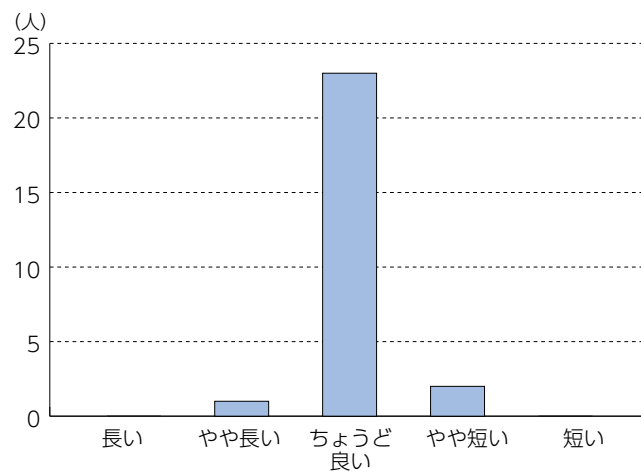




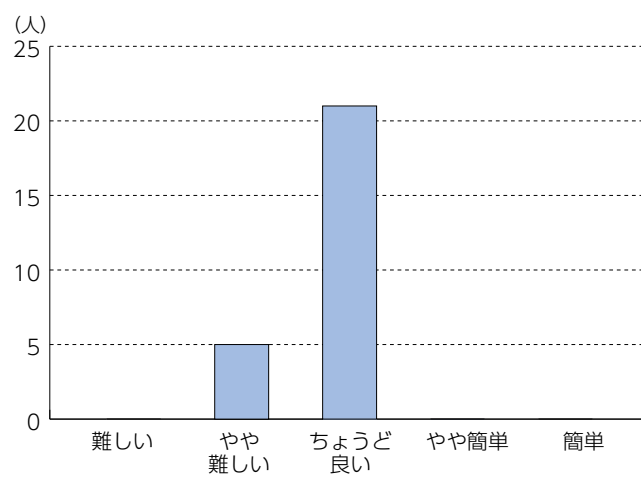
【質問5】 本日のシンポジウムはいかがでしたか



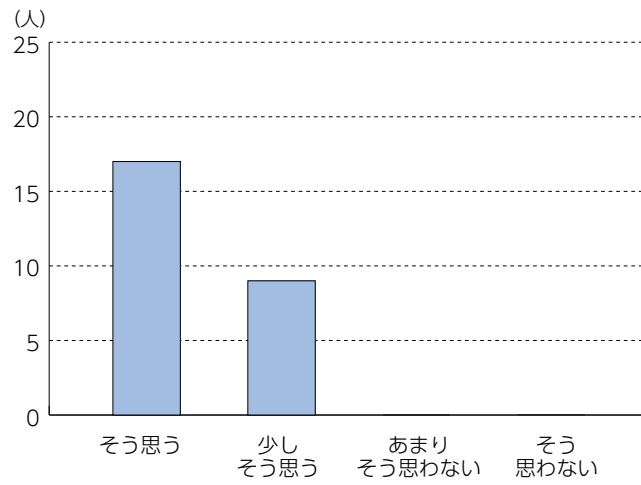
【質問6】 シンポジウムの所要時間はいかがでしたか



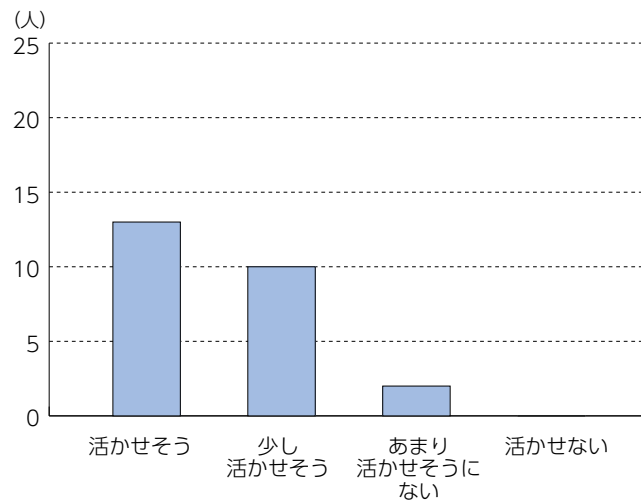
【質問7】 シンポジウムの内容はいかがでしたか



【質問8】 今回のシンポジウムを受けて、震災遺児孤児の現状について理解は深まりましたか



【質問9】 今回のシンポジウムを受けて、今後の活動に活かせそうですか



## 【質問 10】 本日のシンポジウムで印象に残ったこと、学んだことはなんですか

- ・震災から5年経過するが、親を失った子どもたちの生活はこれからも続くわけであり、改めて長期的な支援が必要だということを感じました。
- ・伊藤先生のポロポノとしての姿勢・態度。
- ・様々な分野からの支援の形について知ることができました。
- ・それぞれの立場での問題点や学びなどがあった。
- ・震災の影響が身体上特に歯にも出ていることにおどろいた。
- ・未成年後見人制度について。
- ・知らなかったことも多く、とても考えさせられました。
- ・専門職からの視点の大切さに加え、立ち向かえない問題に対する総合的チームワーク、誰が担うのか。大学の役目は大きいと思った。
- ・花島先生の民法と児福法の連携のお話に関心がある分野なので印象に残りました。
- ・1人で1度にできることは少なくとも、複数で、コツコツすることで支えられるものがあるということ。
- ・身体、精神、社会がトータルで支援することが重要。専門家は自らストレスコントロールできることが必要。
- ・制度にあてはまらない、抜け落ちる事例の対応。
- ・多方面からの援助が必要だということ。
- ・歯科医の話は想像していなかったので考えさせられた。
- ・歯科の領域と他の専門領域が連携することが意外だった
- ・忘れかけていた震災の記憶を取り戻し、改めて考えることができた。
- ・今までお話を伺ったことのない視点を知り、勉強になった。
- ・専門職だけど、心のケア専門職ではない人たちにも心のケアのスキルは必要なんだなあと考えた。
- ・支援をする上で、職域を越えて多面的にみるということ、また、それぞれの専門性を活かして、ひとり1人、また互いを支えてゆくということ。連携。
- ・それぞれの形の支援の土台にある情熱に打たれました。
- ・歯科医の先生が非常に深くケースの関与されているのが、非常に印象に残りました。あまり歯科医との連携がないだけに目から鱗状態です。
- ・「生きる力」を増すように心を込めて支援されているということ。

## 【質問 11】 今後、どのような形で活かしていきたいと思われませんか

- ・他領域での事例は知っておくことの意味があるように感じる。
- ・具体的に…という形では思い浮かびませんが、前より少し視野を広げて子ども・保護者に

関わられたらと思います。

- ・自分の心の有り方、立ち位置などの自覚が出来ました。
- ・子供達との対応、心を広く持ちたいと思います。
- ・学習支援等協力できることをしたい。
- ・まずはより深く自分が事実を知ること、そして仲間と共有することかな…と思います。
- ・対応するのは目の前の個人としての特定の子供との携わりになるが、多角的な視点から見守り、援助したい。
- ・働きながら修士論文を執筆しているので、活かしたいです。
- ・難しいところですが、知識としてだけでも貴重だったと思います。
- ・支援（奨学金給付）をしているので、その仕事をする上で活かしたい。
- ・行政内での情報共有。
- ・まず、忘れない、身近にこうゆう子供がいたら状況を理解し心を寄せる。
- ・授業や子どもと関わる時。
- ・震災に関するテーマで修論を書こうと思うので知見に加えたいです。
- ・震災を経験していない人達に語り継いでいくこと。
- ・自分の専門分野でも心のケアのスキルを広めたい。
- ・広い多職種で取り組むことで子どもを支える支援者でありたいと思います。
- ・支援者支援の立場にいたので、プロボノといかなくても、ヒントを提示できたり、視野を広げることでエンパワメントできるのではないかと感じました。
- ・様々な分野を連携に活かしていきたいと思います。
- ・電話相談員、面接委員の仕事（ボランティア）の仕事に活かしたい。

#### **【質問 12】 その他、ご意見・ご感想・ご要望ありましたらお願いいたします**

- ・普段耳にできないようなお話をたくさん聞くことが出来、とても勉強になりました。ありがとうございました。
- ・とても良いお話を聞かせて頂きました。ありがとうございます。
- ・事例が豊富で視野が広がりました。
- ・5年経過した後の課題は風化かと思います。風化しないための取組を、考えていただけたらと思います。
- ・孫との関わりに近く、年令のギャップを常に感じている。若い人が関わっている光景は羨ましい。
- ・アンケート回収→質疑応答、とても効率的ですばらしいと思いました。
- ・教育系の勉強会などを開催してほしいです。
- ・貴重な学びの場をありがとうございました。

- ・自分の思う「視野の広さ」が狭かったことに気付かされました。とても勉強になりました。ありがとうございました。
- ・非常に貴重な研修だったと思います。それぞれの分野での支援が詳しく分かりよかったです。
- ・研究発表ではなく、現場で実際に人（子ども）に気概と心をもって、専門性を生かし（ボランティア）活動されている生の声をきけてとてもうれしく感じました。

編集者

加藤 道代 東北大学大学院教育学研究科教授  
震災子ども支援室室長  
平井 美弥 震災子ども支援室主任相談員  
押野 晶子 震災子ども支援室相談員  
大堀 和子 震災子ども支援室相談員

---

震災子ども支援室“S-チル”シンポジウム報告書

**東日本大震災で親を亡くした  
子どもたちへの支援**  
～それぞれの専門性を活かして～

2016年7月1日

発行者 東北大学大学院教育学研究科 震災子ども支援室  
代表者 加藤 道代  
住 所 仙台市青葉区川内 27-1  
Tel/Fax 022-795-3263  
E-mail s.children@sed.tohoku.ac.jp

---

シンポジウム報告書

## 東日本大震災で親を亡くした子どもたちへの支援 ～それぞれの専門性を活かして～



東北大学大学院教育学研究科  
震災子ども支援室 “S-チル”

〒980-8576 仙台市青葉区川内27-1

TEL&FAX : 022-795-3263

E-MAIL : s.children@sed.tohoku.ac.jp



この冊子は環境に配慮した  
「木なし印刷」により印刷しております。



環境にやさしい植物油インキ  
「VEGETABLE OIL INK」で  
印刷しております。